

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41

北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画  
【第Ⅲ期】

(副 題)

(原案)

はじめに .....	3
第1章 計画策定の基本的考え方.....	4
1 計画策定の背景	
(1) 計画策定の背景	
(2) 道におけるこれまでの取組	
2 計画の性格及び位置付け	
3 計画期間及び目標年度	
第2章 現状と課題.....	7
1 本道におけるエネルギー需給の現状	
(1) 最終エネルギー消費の概況	
ア 消費量の推移	
イ エネルギー源別構成	
ウ 部門別構成	
(2) 一次エネルギー供給の概況	
ア 供給量の推移	
イ エネルギー源別構成	
2 本道における新エネルギーの導入等の現状	
(1) 本道の新エネルギーの導入状況	
(2) 新エネルギーの導入の取組状況	
3 各部門別の状況	
(1) 産業部門	
ア 産業部門のエネルギー消費の現状	
イ 産業部門に関する課題	
(2) 業務部門	
ア 業務部門のエネルギー消費の現状	
イ 業務部門に関する課題	
(3) 家庭部門	
ア 家庭部門のエネルギー消費の現状	
イ 家庭部門に関する課題	
(4) 運輸部門	
ア 運輸部門のエネルギー消費の現状	
(ア) 旅客	
(イ) 貨物	
イ 運輸部門に関する課題	
4 地域における現状と課題	
ア 地域における現状	
イ 地域における課題	
5 省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に向けた環境整備に関する現状と課題	
6 環境関連産業に関する現状と課題	
第3章 計画推進の基本的な考え方.....	24
1 計画推進の基本的な考え方	
2 目指す姿	

3	「目指す姿」の実現に向けた省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入に係る「3つの挑戦」	
	(1) 需要家の省エネルギー意識の定着と実践	
	(2) 「目指す姿」の実現に向けた新エネルギーの開発・導入に係る「3つの挑戦」	
	挑戦1 多様な地産地消の展開	
	挑戦2 「エネルギー基地北海道」確立に向けた事業環境整備	
	挑戦3 省エネルギー促進や新エネルギーの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興	
4	計画の目標	
	(1) 設定の考え方	
	(2) 成果指標	
第4章	省エネルギー・新エネルギーの開発・導入に向けた取組	30
1	各部門別の取組の方向性	
	(1) 産業部門・業務部門に係る取組の方向性	
	(2) 家庭部門に係る取組の方向性	
	(3) 運輸部門の取組に対する施策の方向性	
2	地域に係る取組の方向性	
3	省エネルギー・新エネルギーの開発・導入促進に必要な事業環境整備に係る取組の方向性	
4	環境関連産業振興に係る施策の方向性	
5	事業者としての道の取組の方向性	
6	エネルギー供給事業者や非営利組織の役割と期待される行動	
	(1) エネルギー供給事業者	
	(2) 非営利組織	
第5章	計画推進体制	41
1	推進体制の整備・活用	
2	計画の進捗状況の点検	

## はじめに

- 1 ○ エネルギーは暮らしと経済の基盤です。  
2 安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点として、日常生活や経済活動におけ  
3 るエネルギー利用のあり方を見直し、無駄なく大切に利用するとともに、それぞれのエネルギー源  
4 の特性を活かした多様な構成とし、更にはエネルギー供給の強靱性を高めていくことが必要です。  
5
- 6 ○ 近年、我が国のエネルギーの消費量は概ね減少傾向にありますが、依然として、エネルギー源の  
7 多くを海外から輸入する化石燃料に依存しており、世界的な社会・経済状況の変化に影響を受けや  
8 すい脆弱な構造となっています。  
9 こうしたことから、エネルギーの需給の安定を図るとともに、持続的発展が可能な循環型の社会  
10 経済システムをつくり上げるため、中長期的に、持続可能な省エネルギーの実現と新エネルギーを  
11 主要なエネルギー源の一つとすることが必要です。  
12
- 13 ○ 地球温暖化の進行に伴い、その要因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となってい  
14 ます。  
15 道は令和2（2020）年3月、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン  
16 北海道」の実現を目指すことを表明しました。また、国においても、「2050年カーボンニュートラ  
17 ル」を宣言し、経済と環境の好循環を作る「グリーン成長戦略」（令和2（2020）年12月経済産業  
18 省策定）を策定しました。  
19
- 20 ○ 本道は、太陽光、風力、水力のほか、一次産業や食品産業などから排出される廃棄物など、豊富  
21 なエネルギー資源を有しています。  
22 ゼロカーボンの実現につながるよう、化石燃料をはじめとしたエネルギーの利用をできる限り減  
23 らすとともに、エネルギーの需給の安定や事業性を確保しながら、需要規模を大幅に上回る賦存量  
24 があり、持続可能な供給が可能である本道の「新エネルギー価値」を発揮し、市場の拡大が期待さ  
25 れる環境関連産業の振興に結びつけていくことが必要です。  
26
- 27 ○ こうした考え方に立ってエネルギーを取り巻く情勢の変化に的確に対応し、省エネルギーや新エ  
28 ネルギーの開発・導入に関する基本的な考え方を定め、道、事業者、道民などが取り組むべき行動  
29 を明らかにするため、この計画を策定します。  
30
- 31 ○ なお、本計画で、「新エネルギー」とは特段の説明が無い限り、「北海道省エネルギー・新エネル  
32 ギー促進条例」に定める太陽光、風力、水力（出力3万kW以下の規模のものに限る）、バイオマス  
33 などのエネルギーを指します。  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42

## 第1章 計画策定の基本的考え方

### 1 計画策定の背景

#### (1) 計画策定の背景

○ 近年、社会情勢は大きく変化し、エネルギーを取り巻く環境も大きく変わってきています。

##### <社会情勢の変化>

- ・ 少子化や高齢化が進み、全国を上回るスピードで人口が減少しています。また、多くの市町村で過疎化が進行する一方で、札幌市や道内の中核都市などへ人口が集中する傾向にあります。
- ・ 働き方改革やコロナ禍の影響もあり、テレワーク、シェアオフィスの活用など働き方も多様化しています。
- ・ 気候変動対策に関する国際的な枠組みである「パリ協定」を受け、脱炭素化に対する道民や企業の関心が高まっています。
- ・ 近年、北海道胆振東部地震をはじめとした大規模自然災害が増加し、災害時の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、自然災害への備えが重要課題として認知されるようになりました。
- ・ デジタル技術が高度化し、スマート家電やテレワークなど日々の暮らしや経済活動などのあらゆる場面においてデジタル化が進展し、AI 技術の活用も飛躍的に進みました。

##### <エネルギーに関する変化>

- ・ コロナ禍を契機とした供給サイドの操業への影響などにより、化石燃料の海外からの安定確保への懸念が高まっています。また、エネルギー需要縮小による温室効果ガス削減について、景気回復後も増加させないための取組が各国で進められています。
- ・ 消費者の再生可能エネルギーへの関心が高まり、企業活動においても ESG 投資や RE100 といった環境を重視する取組が増加しています。
- ・ 平成 30(2018)年の北海道胆振東部地震で本道は、大規模停電、いわゆるブラックアウトを経験し、災害に強いエネルギーの供給の重要性を再認識しました。
- ・ 送電線など老朽化するインフラの更新の必要性が高まっています。
- ・ 系統制約の顕在化により、大規模な新エネ電源から送電するための系統の整備や、変動する出力に対応する調整力の必要性が高まっています。
- ・ 電力システム改革により、電気の需要家であった事業者や家庭、市町村が電気を供給できるようになり、電気の流れが双方向化しました。また、小売自由化が始まり、需要家の選択肢が拡大し新エネルギーの種別を選ぶことが可能な時代になりました。
- ・ 新エネルギーの発電コストは依然として既存の電源と比べ高い状況にあり、固定価格買取制度 (FIT) による新エネルギーの導入増加に伴う賦課金の増加といった課題もありますが、近年はコストの低下が進んでいます。
- ・ 国は、FIP 制度の創設、脱炭素化に向けた税制改革や次期エネルギー基本計画の検討を開始しています。
- ・ 2050 年カーボンニュートラル宣言に伴う「グリーン成長戦略」では、カーボンニュートラルの実現に向けては温室効果ガスの 8 割以上を占めるエネルギー分野の取組が重要とし、再生可能エネルギーの最大限導入を図ることや産業・運輸・家庭部門の電化などを掲げ、実行計画において、洋上風力産業、水素産業、自動車・蓄電池産業、ライフスタイル産業など 14 の分野の取組などが示されています。

## 1 (2) 道におけるこれまでの取組

- 2
- 3 ○ 道は「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき、平成 23 (2011) 年度に令和 2 (2020)
- 4 年度までの 10 年間を計画期間とする「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画 (第Ⅱ期)」
- 5 を策定し、また、平成 28 (2016) 年には中間見直しを行いながら、徹底した省エネルギーと新エネ
- 6 ルギーの開発・導入の取組を進めてきました。
- 7
- 8 ○ 平成 29 (2017) 年には、「新エネルギー導入加速化基金」を創設し、先駆的な「エネルギーの地産
- 9 地消」のモデルづくりや、地域が主体となって取り組む設計、設備導入といった新エネルギーの導
- 10 入の段階に応じた取組への支援、道自らが新エネルギーの導入を進めるため道有施設への率先導入
- 11 を行ってきました。
- 12
- 13 ○ また、行動計画における目指す姿を実現するため、平成 28 (2016) 年に「第 2 期北海道環境産業
- 14 振興戦略」を策定し、新たな成長産業への挑戦や研究開発の推進に向け、環境・エネルギー産業の
- 15 創造の観点から、スマートコミュニティ関連、リサイクル関連、省エネルギー関連を重点分野とし
- 16 て、環境関連産業の事業化や販路拡大などについて、支援の充実に取り組んできました。
- 17
- 18 ○ こうした取組もあり、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入、環境関連産業の育成・振興は
- 19 全体に進んでいますが、分野毎に見た場合、省エネルギーについては、家庭や運輸部門では、目標
- 20 達成に至っていません。また、新エネルギーの開発・導入については、バイオマス熱利用分野で進
- 21 んでおらず、熱利用分野全体の目標達成率を下げる要因となっています。また、道内企業の環境関
- 22 連産業への参入状況も十分とは言えない状況にあります。
- 23
- 24 ○ 道では、平成 30 (2018) 年のブラックアウトなどを踏まえ、非常時の備えとしても有効な新エネ
- 25 ルギーに関する今後の対応方向等について検討しました。また、令和元 (2019) 年には、新エネ
- 26 ルギーの最大限の活用など道のエネルギー施策として新たな対応が必要となる事項に関する対応方向
- 27 と、そこから導かれる将来の姿について検討を行いました。
- 28
- 29

## 30 2 計画の性格及び位置付け

- 31
- 32 ○ 本計画は、「エネルギーの多様化、化石燃料の高度利用を進め、脱原発の視点に立って、限りある
- 33 資源を可能な限り将来に引き継ぎ、エネルギーをむだなく大切に使用するとともに、北海道内に自
- 34 立的に確保できる新しいエネルギーの利用拡大」との考えを示した「北海道省エネルギー・新エネ
- 35 ルギー促進条例」に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の施策を総合的、計
- 36 画的に推進するものです。
- 37 本道の地域特性に即した的確な目標と施策の基本的な事項を定め、道民や事業者などが省エネ
- 38 ルギーや新エネルギーの開発・導入に自主的、積極的に取り組むための指針とするものです。
- 39
- 40 ○ 本計画は、「北海道総合計画―輝きつづける北海道―」(計画期間：平成 28 (2016) 年度から令和
- 41 7 (2025) 年度)の特定分野別計画として、総合計画と一体的に推進するものです。また、地球温暖
- 42 化防止に向け、2050 年「ゼロカーボン北海道」の実現を目指した温暖化対策を総合的かつ計画的に
- 43 推進するため策定している「北海道地球温暖化対策推進計画」をはじめ、本計画に関連する住宅、
- 44 運輸、水素などの他の施策とも連携し推進するものです。
- 45

1 ○ 本計画は、国の政策との整合性を図りつつ、国の協力を得ながら、北海道の地域特性を活かした  
2 取組を進めていくことが重要であり、エネルギー政策基本法第6条（地方公共団体の責務）の施策  
3 の策定・実施に資するものです。

4  
5 ○ なお、本計画は、SDGs で掲げられた、目標項目7「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」や  
6 目標項目9「産業と技術革新の基盤をつくろう」、目標項目13「気候変動に具体的な対策を」などの  
7 考え方を踏まえた、持続可能な地域社会の構築にも資するものです。

8  
9

### 10 3 計画期間及び目標年度

11  
12 ○ 本計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までを対象期間とし、令和12（2030）年  
13 度を目標年度として、毎年度、計画の推進状況について点検を行いながら、関連する施策の推進に  
14 努めます。

15  
16 ○ なお、国のエネルギー政策の見直しや、経済社会情勢の変化に適切に対応した計画とするため、  
17 計画期間の中間年の令和7（2025）年度においても、計画の目標や推進状況を点検し、適宜計画の  
18 見直しに取り組みます。

## 第2章 現状と課題

### 1 本道におけるエネルギー需給の現状

本道のエネルギー消費は、全国と比較すると、エネルギー源別では石油により多くを依存し、部門別では、家庭部門と運輸部門の割合が高い構造となっています。

#### (1) 最終エネルギー消費の概況

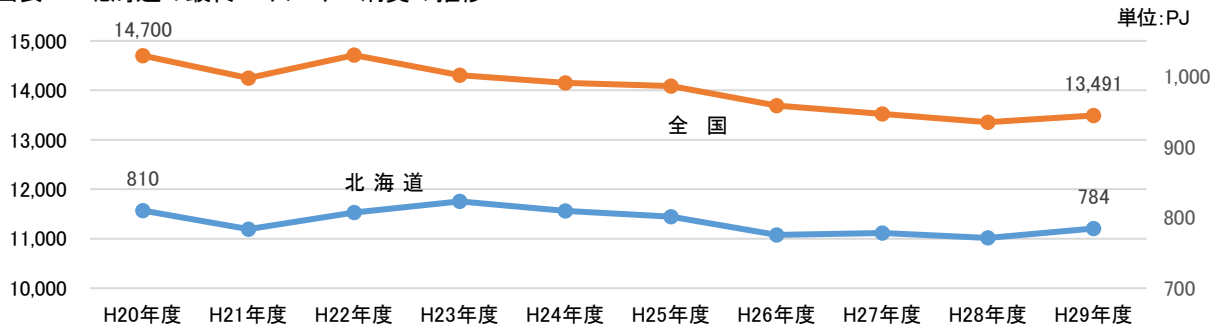
##### ア 消費量の推移

○ 本道の事業者や家庭、交通機関などの需要家が消費するエネルギーの合計である「最終エネルギー消費」は、平成29(2017)年度は784PJで、平成20(2008)年度に比べ、3.3%減少しています。

平成20(2008)年度からの推移を見ると、平成23(2011)年度をピークに、平成26(2014)年度までは減少傾向を示しており、その後は若干の増減を繰り返しながら、ほぼ同水準で推移しています。また、本道の最終エネルギー消費量の全国に占める割合は、平成29(2017)年度で5.8%です。

(図表1)。

図表1 北海道の最終エネルギー消費の推移



出典 全国：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）、北海道：都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計（道経済部）

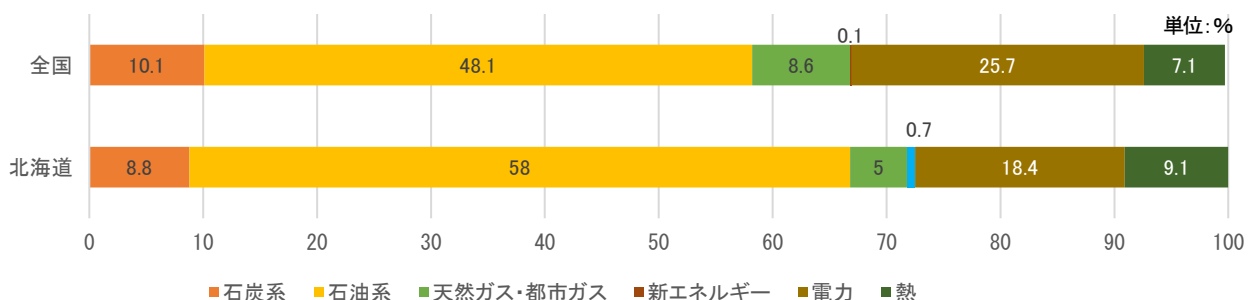
※ PJ（ペタ・ジュール）はエネルギー量の単位で、千兆（10の15乗）ジュール。1ジュール=0.239カロリー。

##### イ エネルギー源別構成

○ 本道の最終エネルギー消費をエネルギー源別に見ると、平成29(2017)年度は、石油系の割合が58%と最も高く、次いで電力が18.4%、熱が9.1%、石炭系が8.8%、天然ガス・都市ガスが5.0%の順となっており、平成25(2013)年に比べ増減はありますが、構成に大きな変化は見られません。

また、全国と比較すると、石油系の割合が9.9ポイント高く、石油に依存する消費構造となっています（図表2）。

図表2 最終エネルギー消費のエネルギー源別の割合



出典 全国：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）、北海道：都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計（道経済部）



ウ 部門別構成

○ 平成 29(2017) 年度における本道の最終エネルギー消費の部門別構成は、産業部門の割合が 33.8%と最も高く、次いで運輸部門が 25.3%、家庭部門が 19.5%、業務部門が 13.5%、の順になっており、全国に比べると家庭部門、運輸部門の割合が高く、産業部門、業務部門の割合が低くなっています(図表 3)。

図表 3 最終エネルギー消費の部門別割合

	平成29年度 (2017年度) 単位:PJ、%			
	北海道		全国	
	値	割合	値	割合
合計	784	100	13,491	100
産業	265	33.8	4,607	34.1
業務	106	13.5	2,139	15.9
家庭	153	19.5	1,989	14.7
運輸	198	25.3	3,064	22.7
非エネルギー	62	7.9	1,692	12.5

出典 全国：総合エネルギー統計（資源エネルギー庁）、  
北海道：都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計（道経済部）

(2) 一次エネルギー供給の概況

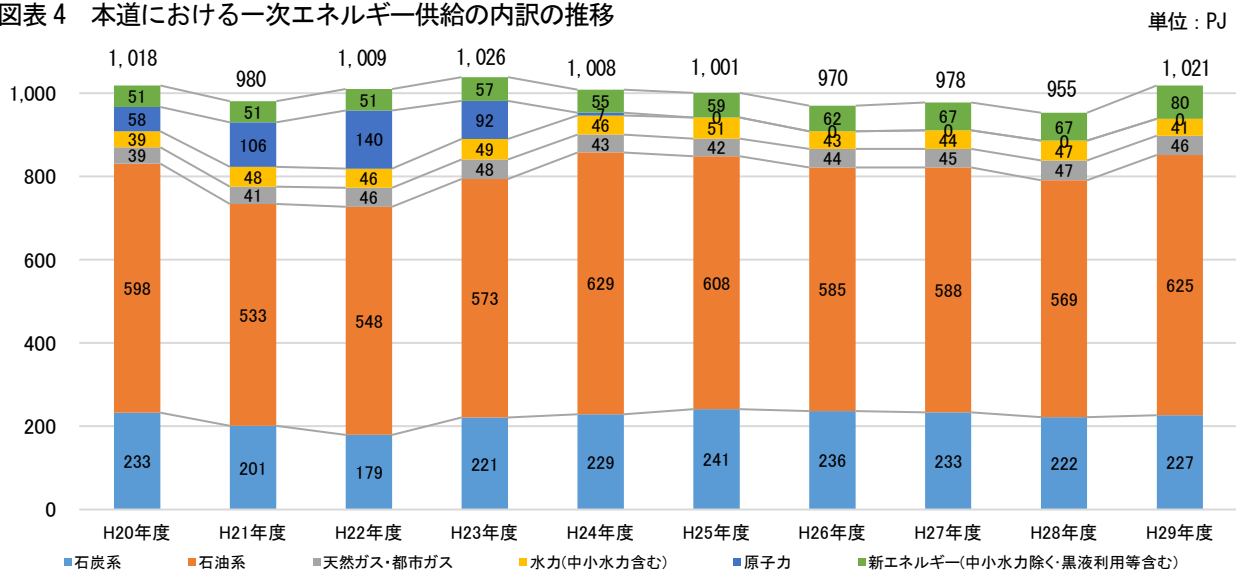
ア 供給量の推移

○ 加工されない状態にある石油、石炭や太陽光、風力などの「一次エネルギー」について、平成 29(2017) 年度における本道の供給は 1,021PJ で、全国の供給 20,095PJ の約 5.1%を占めています。  
また、平成 20(2008) 年度からの推移を見ると、28(2016) 年度までは若干の増減を繰り返しながら減少傾向にありましたが、29(2017) 年度は増加に転じています(図表 4)。

イ エネルギー源別構成

○ 本道における一次エネルギー供給の内訳の推移を見ると、平成 20(2008) 年度から一貫して石油系、石炭系が多くを占めています(図表 4)。また、図表 4における新エネルギーに水力をあわせた再生可能エネルギーの平成 29(2017) 年度における一次エネルギー供給に占める割合は 11.8%と、全国の 11.1%を上回っています。

図表 4 本道における一次エネルギー供給の内訳の推移



出典 都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計（道経済部）

## 2 本道における新エネルギーの導入等の現状

### (1) 本道の新エネルギーの導入状況

○ 平成 30(2018) 年度における本道の新エネルギー導入量は、発電分野の設備容量で 320 万 kW、発電電力量で 8,611 百万 kWh、熱利用分野で 14,713TJ となっており、数値目標に対する達成率は、発電分野の設備容量で 113.5%、発電電力量で 106.1%、熱利用分野で 73.1%となっています。(図表 5)

図表 5 新エネルギーの導入状況と目標達成率

【発電分野】 設備容量							【発電分野】 発電電力量							
区分	単位: 万kW						単位: 百万kWh							
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	目標		目標達成率 A/B	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	目標		目標達成率 A/B
	基準年	実績	実績	実績A	R2年度B	基準年		実績	実績	実績A	R2年度B			
太陽光(非住宅)	2.4	99.9	116.9	136.7	84.0	90.0	162.7%	26	1,108	1,416	1,608	883	946	182.1%
太陽光(住宅)	8.0	15.2	16.1	17.1	21.5	27.5	79.5%	84	165	189	195	226	289	86.3%
風力	28.8	35.0	38.7	44.4	56.0	275.0	79.3%	624	794	884	1,003	1,226	6,023	81.8%
中小水力	81.1	83.3	82.3	82.4	83.8	83.8	98.3%	3,608	3,756	3,386	3,917	3,744	3,744	104.6%
バイオマス	2.4	10.8	11.9	12.8	10.0	10.0	128.0%	135	489	567	731	603	603	121.2%
地熱	2.5	2.5	2.5	2.5	2.6	17.6	96.2%	129	134	149	146	145	1,196	100.7%
廃棄物	23.8	24.3	24.3	24.1	24.1	24.1	100.0%	1,260	1,247	1,329	1,011	1,288	1,288	78.5%
合計	149.0	271.0	292.7	320.0	282.0	528.0	113.5%	5,866	7,693	7,921	8,611	8,115	14,089	106.1%

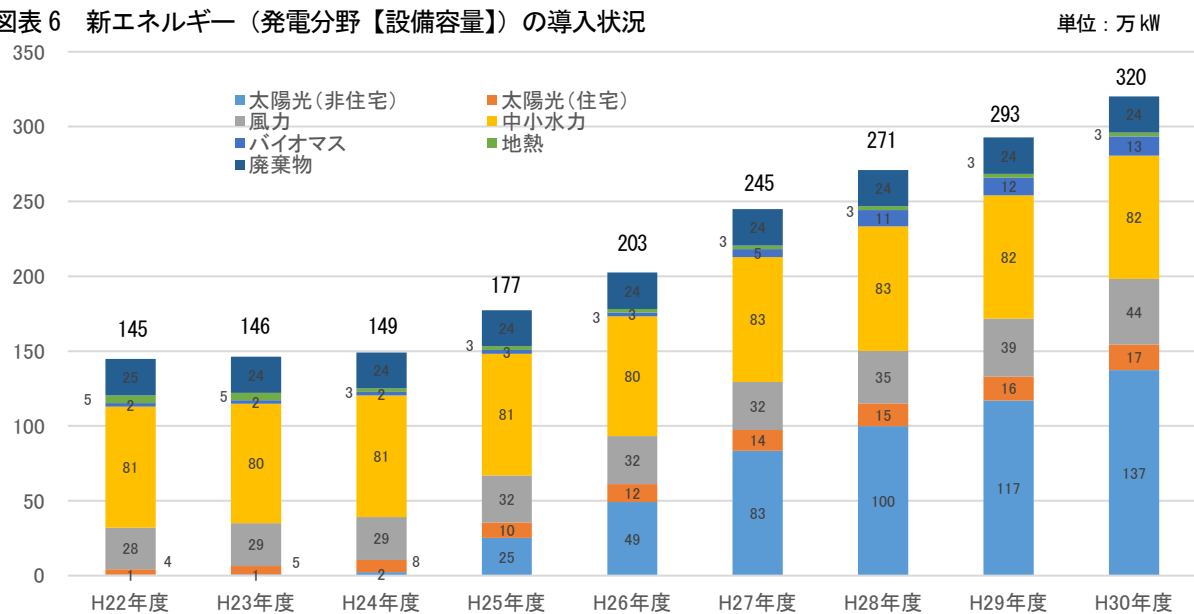
  

【熱利用分野】 熱量(TJ)							
区分	単位: TJ						
	H24年度	H28年度	H29年度	H30年度	目標		目標達成率 A/B
	基準年	実績	実績	実績A	R2年度B		
バイオマス	2,853	4,001	4,217	4,150	10,550	10,550	39.3%
地熱	2,068	2,132	2,464	2,443	2,167	2,647	112.7%
雪氷冷熱	39	45	45	45	47	47	95.7%
温度差熱	1,974	2,162	2,188	2,198	2,017	2,017	109.0%
太陽熱	33	10	9	9	9	9	100.0%
廃棄物	5,290	5,877	6,009	5,868	5,343	5,343	109.8%
合計	12,257	14,227	14,932	14,713	20,133	20,613	73.1%

出典 北海道経済部調べ

○ 発電分野については、平成 24 (2012) 年 7 月から開始された FIT を契機に、太陽光 (非住宅) 発電の設備容量が平成 24 (2012) 年度の 2.4 万 kW から平成 30(2018) 年度 136.7 万 kW へと 57 倍に増えているほか、バイオマス発電も着実に増加しています (図表 6)。

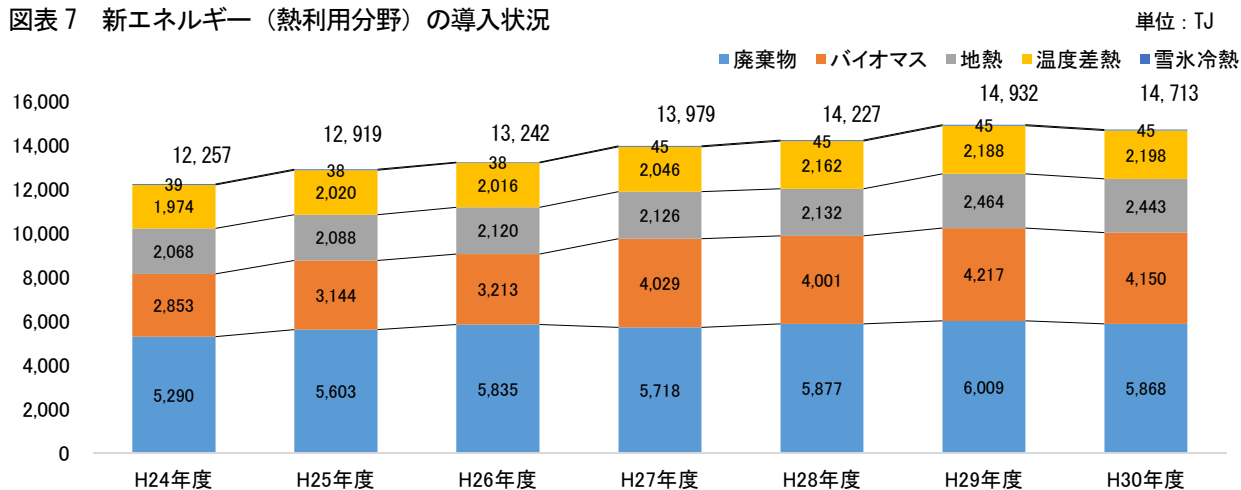
図表 6 新エネルギー (発電分野【設備容量】) の導入状況



出典 北海道経済部調べ

○ 一方、新エネルギーの熱利用については、本道のエネルギー消費全体の熱利用が横ばいで推移している中で、平成 24 (2012) 年度の 12, 257TJ から平成 30 (2018) 年度 14, 713TJ へ 1. 2 倍と増加していますが (図表 7)、熱利用分野全体の目標達成率は、73. 1%と発電分野に比べ低くなっています。これは、バイオマス熱利用大型プロジェクトについて、地域における合意形成を得るために時間を要するなどの要因により目標達成率が 39. 3%となっていることが、要因と考えられます。

図表 7 新エネルギー (熱利用分野) の導入状況



出典 北海道経済部調べ

(2) 新エネルギーの導入の取組状況

○ 本道は、太陽光や風力、バイオマス、地熱、中小水力といった多様なエネルギー源が豊富に賦存しており、地域特性等を活かした次のような取組が進められています。

種別	特性と主な取組状況 (地域)・・・導入年次
太陽光発電	<p>特性：大規模に開発できるだけでなく、家庭や企業など需要家自らによる自家消費や地産地消を行う分散型エネルギーリソースとしての利用も期待できる。一方で、夜間や曇天時に変動する出力に対応する蓄電池等の調整力の確保、立地制約 (景観・自然環境の改変等) への対応が必要。</p> <p>○大規模太陽光発電の導入：出力 111, 000kW (安平町) …H27            ○大規模太陽光発電の導入：出力 102, 300kW (八雲町) …R2            ○住宅用太陽光発電 (10kW 未満)：出力 17.1 万 kW など</p>
風力発電	<p>特性：大規模に開発できれば、相対的に発電コストが低くなり、事業採算性が高いほか、産業の裾野が広い。一方で、変動する出力に対応する蓄電池等の調整力の確保、立地制約 (景観・バードストライク・騒音問題等) への対応が必要。</p> <p>○大規模風力発電の導入：出力 40, 000kW (松前町) …R1            ○市民出資の風力発電の導入：出力 20, 000kW (石狩市) …H30</p> <p>○洋上風力発電の導入：国は「再エネ海域利用法」に基づく促進区域の指定に向け、「檜山沖」、「岩宇及び南後志地区沖」の 2 地域を、「既に一定の準備段階に進んでいる区域」として整理 など</p>

バイオマス	<p>特性：発電、熱、燃料の各部門等幅広い用途。農業や林業など地域活性化に寄与することも見込まれ、かつ未利用資源やバイオマス由来の廃棄物の利活用も期待できる。一方で資源の収集・運搬・管理にコストを要するという課題がある。</p> <p>&lt;発電&gt;</p> <p>○家畜ふん尿を利用したバイオマス発電の導入：出力1,800kW（別海町）…H27</p> <p>○家畜ふん尿を利用したバイオマス発電の導入：出力1,000kW（鹿追町）…H28</p> <p>○大型木質バイオマス発電の導入（石炭等と混焼）：出力50,000kW（紋別市）…H28</p> <p>○大型木質バイオマス発電の導入（専焼）：出力74,900kW（室蘭市）…R2 など</p> <p>&lt;熱利用&gt;</p> <p>○木質バイオマス熱利用：出力4,658.7kW（下川町）…H22、H25</p> <p>○植物工場へチップボイラーの導入：3TJ（苫小牧市）…H26 など</p>
地熱発電	<p>特性：安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源。発電後の熱水利用も期待される。一方、開発には時間とコストを要する。</p> <p>○地熱発電の導入：出力250kW（奥尻町）…H29</p> <p>※離島では八丈島に次ぐ国内2番目の地熱発電</p> <p>○地熱発電からの排熱利用：森地熱発電所の付近では余熱を利用したトマト栽培が行われている など</p>
中小水力発電	<p>特性：安定的に発電を行うことが可能なベースロード電源。一方、開発には時間とコストを要する。</p> <p>○中小水力発電の導入：出力28,470kW（夕張市・シューパロ発電所）…H27</p> <p>○道内初の農業用水利用の小水力発電の導入：出力139kW（当麻町）…H29 など</p>
雪氷冷熱	<p>特性：地域の特性を活かした地産地消のクリーンなエネルギーである一方で貯蔵スペースの確保、輸送コストの発生などが課題。</p> <p>○利米穀貯蔵施設の導入：貯雪庫容量1,300t（ニセコ町）…H25</p> <p>○野菜・米貯蔵庫の導入：貯雪庫容量4,300t（東川町）…H23</p> <p>○養護老人ホームへの冷熱提供：貯雪庫容量100t（蘭越町）…H25 など</p>
その他	<p>○地中熱利用：地中熱ヒートポンプシステムの導入（北竜町）</p> <p>○コージェネレーション</p> <p>○クリーンエネルギー自動車 など</p>

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12

### 3 各部門別の状況

#### (1) 産業部門

##### ア 産業部門のエネルギー消費の現状

- 産業部門の平成 29(2017) 年度における本道の最終エネルギー消費は 265PJ で、その内訳は、約 5割が化石燃料消費、約 3割が化石燃料由来の熱消費です。平成 20(2008) 年度の 287PJ と比べ 7.7% 減少しており、この 10 年間減少傾向にあります（図表 8）。

○ エネルギー消費原単位※は、平成 29 (2017) 年度は 43. 3GJ/百万円で、平成 20 (2008) 年度の 45. 2GJ/百万円と比べ 4. 2%減少しています (図表 8)。

なお、平成 29 (2017) 年度のエネルギー消費原単位は、目標 (令和 2 (2020) 年度) の 42. 0GJ/百万円に達していません。

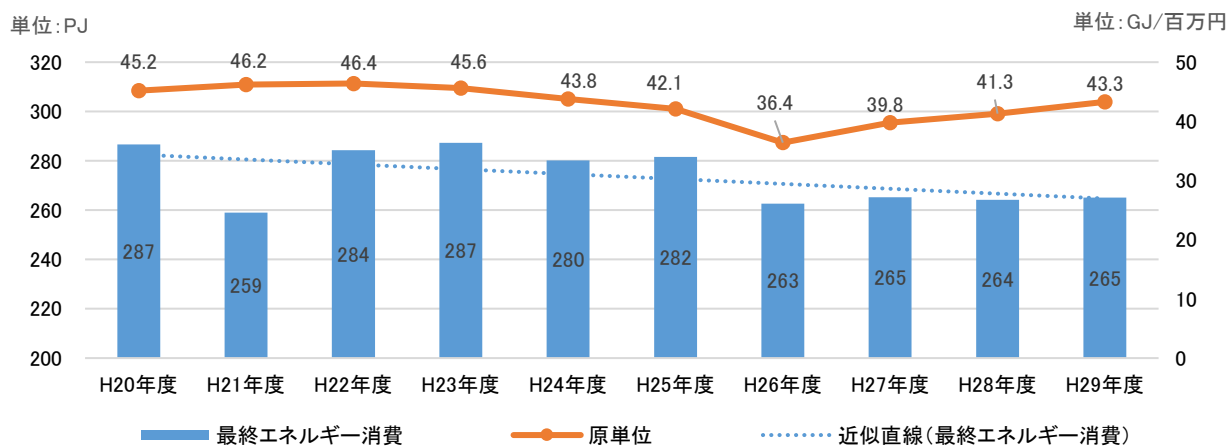
※ 産業部門のエネルギー消費原単位

産業部門における活動量 1 単位当たりのエネルギー消費量として、エネルギー消費量を農林水産業及び製造業における生産額等の合計で除した値

《産業部門のエネルギー消費原単位 (単位 : GJ/百万円) =

$$\text{産業部門の最終エネルギー消費量} \div (\text{農業粗生産額} + \text{漁獲高} + \text{製造品出荷額})$$

図表 8 産業部門の最終エネルギー消費と原単位の推移 (道内)



出典 都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計 (道経済部)

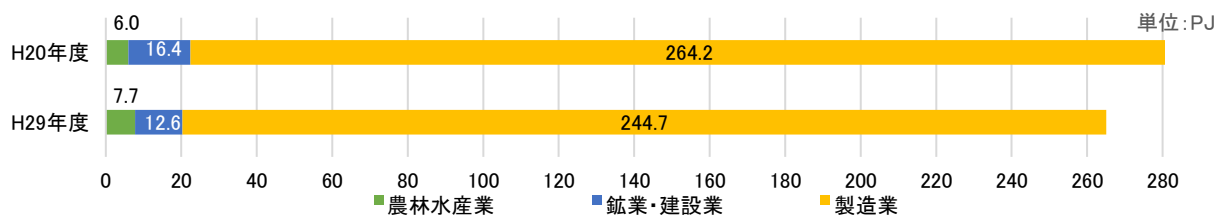
○ 業種毎の最終エネルギー消費量を平成 20 (2008) 年度と平成 29 (2017) 年度と比較すると、農林水産業については、6. 0PJ から 7. 7PJ へと、28%増加しています (図表 9)。

○ 鉱業・建設業については、平成 20 (2008) 年度と平成 29 (2017) 年度と比較すると、16. 4PJ から 12. 6PJ へと、23%減少しています (図表 9)。

○ 製造業については、平成 20 (2008) 年度と平成 29 (2017) 年度と比較すると、264. 2PJ から 244. 7PJ へと、7. 4%減少しています (図表 9)。

業種毎の最終エネルギー消費を、資源エネルギー庁の「都道府県別エネルギー消費統計」により、平成 20 (2008) 年度と平成 29 (2017) 年度と比較すると、紙パルプ製造業、化学工業、石油精製業等が 121PJ から 115PJ (4. 8%減) に、輸送機械・一般機械製造業等が 5. 1PJ から 5. 0PJ (2. 3%減) に、その他の製造業が 62PJ から 61PJ (0. 001%減) に減少していますが、鉄鋼業・金属製造業・セメント製造業等では 56PJ から 57PJ (2. 4%増) に増加しています。

図表 9 産業部門の最終エネルギー消費の業種別内訳 (道内)



## イ 産業部門に関する課題

- 事業者は、エネルギーについて、生産性向上に向けた ICT の活用や省力化の動きと連動しながら、燃料削減によるコストダウンや環境への配慮といった観点からより効率的な利用を図ることが必要です。
- いわゆる省エネルギー法では、業種別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、省エネルギーの達成を求めており、産業・業務部門のエネルギー消費量の約 7 割をカバーする業種が対象となり、取組が進められていますが、全てのエネルギー使用者が省エネルギーに努めるとともに新エネルギーの導入に取り組むことが必要です。
- 農林水産業では、最終エネルギー消費量が増加傾向にありますが、生産額あたりのエネルギー消費量も増加傾向にあり、農業機械や漁労機器の燃油は温室効果ガス排出量が多いことから生産コストの削減のためにも、一層の省エネルギーに取り組む必要があります。
- 鉱業・建設業では、最終エネルギー消費量は減少傾向にありますが、道内経済では建設業が大きな割合を占めており、この分野における省エネルギーの推進は、産業部門全体のエネルギー消費量削減に大きく寄与すると考えられますので、今後とも、省エネルギー型の建設機械の導入や建設工事の各工程における省エネルギーに取り組む必要があります。
- 道内製造業の最終エネルギー消費量については、大規模事業所では紙パルプ製造業、化学工業、石油精製業等で減少し、また、中小企業が多く含まれる「その他の製造業」で微減している一方で、鉄鋼業・金属製造業・セメント製造業等で増加しています。引き続き、環境面からの必要性や経済性等の利点など省エネルギーへの理解を深めていくことが重要です。
- パリ協定を契機に、世界的に財務状況だけではなく、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の要素を考慮した ESG 投資の動きが拡大するなど、需要家が再生可能エネルギーに投資を求める動きが高まっています。また、国内では、電力の自由化により電気の購入先を選べるようになったことから、需要家が再生可能エネルギーを選択する動きが拡大しています。こうした需要家の動きと省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入を結び付けていくことが重要です。
- 熱エネルギーにおいても、コージェネレーション等の導入によるエネルギー利用の効率化や化石燃料ボイラーを木質ボイラーや地中熱ヒートポンプに転換するなど新エネルギーの活用を進めることが重要です。
- 平成 30（2018）年のブラックアウトの際、多数の事業者が事業停止に追い込まれるなど、大きな損失が発生しました。こうした教訓をもとに、災害時における事業継続の観点からも、自立的に確保が可能な新エネルギーの活用を検討していくことが重要です。

### （2）業務部門

#### ア 業務部門のエネルギー消費の現状

○ 業務部門の平成 29(2017) 年度における本道の最終エネルギー消費は、106PJ で、平成 20(2008) 年度の 115PJ に比べ 8%減少しており、この 10 年間減少傾向にあります (図表 10)。

業種別に平成 20 (2008) 年度と平成 29 (2017) 年度との 10 年間で比較すると、「宿泊・飲食サービス業」、「卸売業・小売業」、「生活関連サービス業・娯楽業」は増加し、「医療・福祉」、「その他の業務」は減少しています。(図表 11)。

○ エネルギー消費原単位※は、平成 29 (2017) 年度は、3.2GJ/m<sup>2</sup>で、平成 20 (2008) 年度の 3.6GJ/m<sup>2</sup>から減少しており、この 10 年間減少傾向にあります (図表 10)。

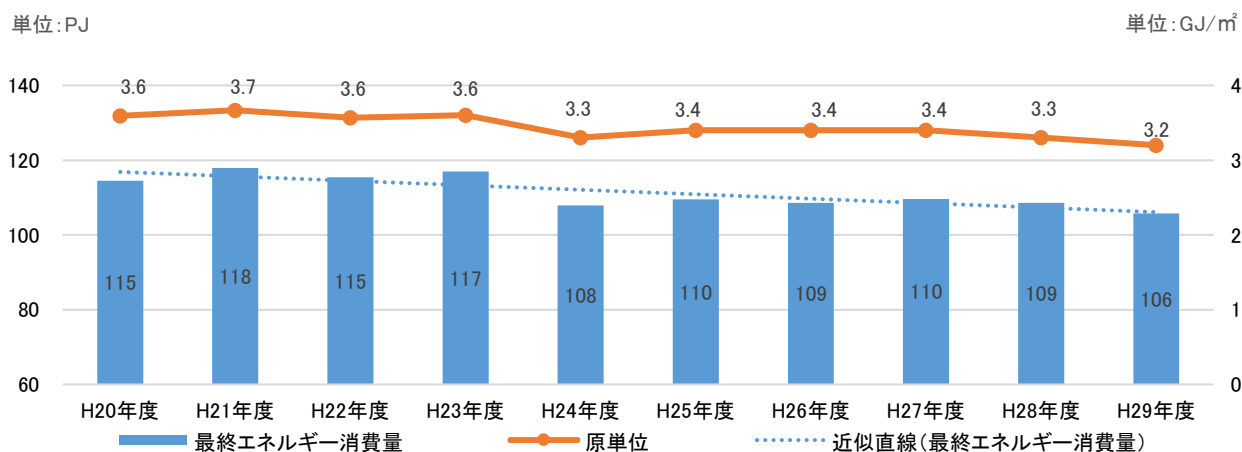
業務部門の最終エネルギー消費量が減少傾向にある一方で延床面積は平成 22(2010) 年度から平成 29(2017) 年度までの間、増加傾向にあり、エネルギーの効率的利用が進んでいると考えられます (図表 12)。

なお、平成 29(2017) 年度のエネルギー消費原単位は、目標 (令和 2(2020) 年度) の 3.3GJ/m<sup>2</sup>を上回っています。

※ 業務部門のエネルギー消費原単位

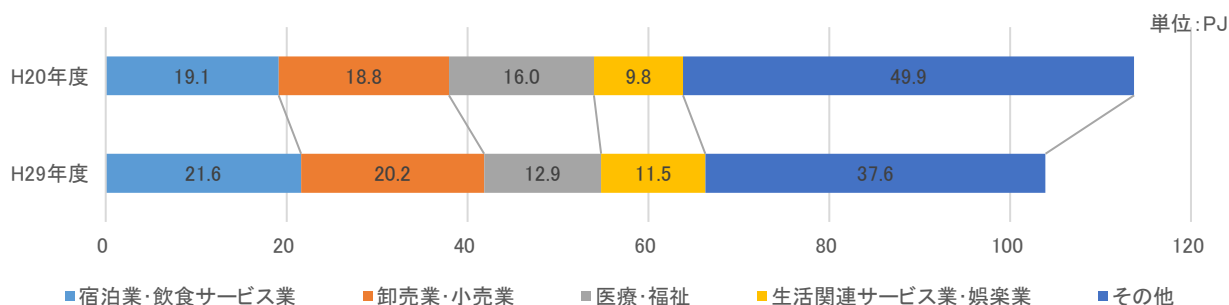
業務部門における活動量 1 単位当たりのエネルギー消費量として、エネルギー消費量を業務床面積で除した値  
 《業務部門のエネルギー消費原単位(単位: GJ/m<sup>2</sup>) = 民生業務部門の最終エネルギー消費量 ÷ 業務床面積》

図表 10 業務部門の最終エネルギー消費と原単位の推移 (道内)



出典 都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計 (道経済部)

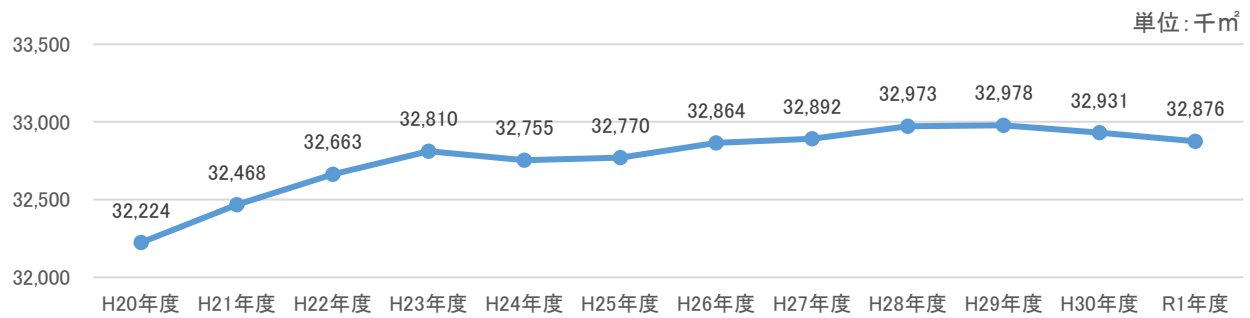
図表 11 業務部門の最終エネルギー消費の業種別内訳 (道内)



出典 都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計 (道経済部)



図表 12 事務所等の床面積



出典 固定資産の概要等の価格調書（総務省）

## イ 業務部門に関する課題

- 省エネルギー法では、業種別に目指すべきエネルギー消費効率の水準を定め、省エネルギーの達成を求めており、産業・業務部門のエネルギー消費量の約7割をカバーする業種が対象となり、省エネルギーの取組が進められていますが、全てのエネルギー使用者が省エネルギーに努めることが必要です。
- 国は、令和12（2030）年までに、新築建築物の平均で省エネルギーと新エネルギーの導入でエネルギー消費の収支をゼロとするZEB（ゼブ：ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の実現を目指すこととしています。  
 事業者はオフィスビルの新築などにあたっては、ZEBの実現に必要な省エネルギー設備や太陽光発電などの新エネルギー設備を一体で導入し、オフィスで使用するエネルギー消費の収支をゼロに近づけていく努力が必要です。
- 省エネルギーや新エネルギーの導入にあたっては、新築、改築、設備の更新時等において、省エネルギー設備やBEMS（ベムス：ビルディング・エネルギー・マネジメント・システム）などのエネルギーマネジメントシステムに太陽光発電、電気自動車などのエネルギーリソースを組み合わせ、電気や熱の効率的、経済的利用につなげていくことが重要です。
- 事業者において、一層の省エネルギーを進めて行くためには、オフィス等でのエネルギーの効率的利用を図るためのノウハウを高めるとともに、各事業所のエネルギー管理担当者が有する管理技術の向上を図っていくことが重要です。
- 平成30（2018）年のブラックアウトの際、多数の事業者が事業停止に追い込まれるなど、大きな損失が発生しました。こうした教訓をもとに、災害時における事業継続の観点からも、自立的に確保可能な新エネルギーの活用を検討していくことが重要です。

## （3） 家庭部門

### ア 家庭部門のエネルギー消費の現状

- 家庭部門の平成29（2017）年度における本道の最終エネルギー消費は153PJで、平成20（2008）年度の144PJと比べ増加しており、この10年間増加傾向にあります（図表13）。  
 また、エネルギー消費原単位※も、平成29（2017）年度は28.8GJ/人で、平成20（2008）年度の25.9GJ/



人と比べ増加しており、この10年間増加傾向にあります。(図表13)。家庭部門では、冬場の暖房需要が大きなウエイトを占めており、エネルギー消費の6割が灯油による消費となっています。

なお、平成29(2017)年度のエネルギー消費原単位は、目標(令和2(2020)年度)の24.1GJ/人に達していません。

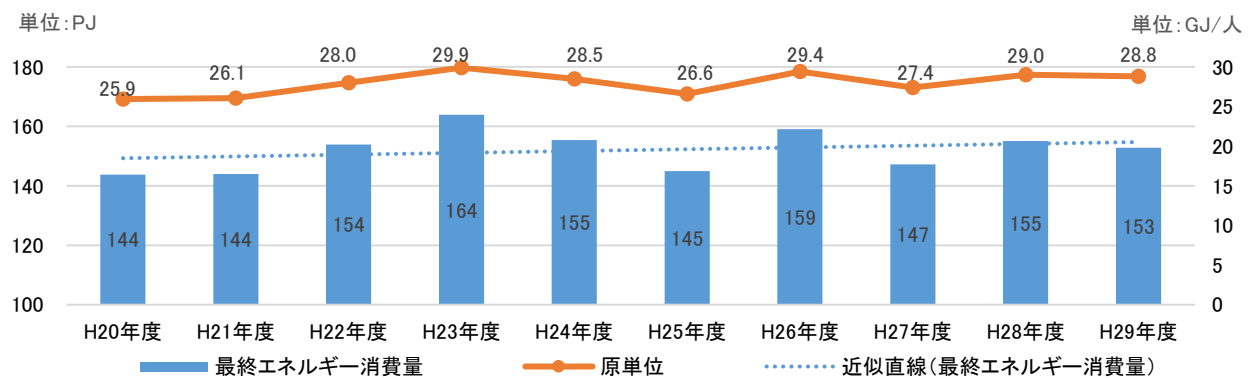
- エネルギー消費に与える影響が大きいと考えられる世帯数の動きを住民基本台帳により平成20(2008)年度と平成29(2017)年度と比較すると、2,618千世帯から2,762千世帯に増加していますが、その増加率に比べて世帯当たりの最終エネルギー消費の増加率は低くなっています。世帯単位での省エネルギーは一定程度進んでいますが、省エネルギー機器の普及や世帯人員の減少などが世帯当たりのエネルギー消費を抑制した要因と考えられます。

※ 家庭部門のエネルギー消費原単位

家庭部門における活動量1単位当たりのエネルギー消費量として、エネルギー消費量を道内の人口数値で除した値

《家庭部門のエネルギー消費原単位(単位:GJ/人)=家庭部門の最終エネルギー消費量÷道内人口》

図表13 家庭部門の最終エネルギー消費と原単位の推移(道内)



出典 都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計(道経済部)

## イ 家庭部門に関する課題

- 令和2(2020)年に道が行った「道民意識調査」では、日頃から実践している省エネルギーにもつながる節電の取組として、8割を超える回答者が「不要な照明はこまめに消す」と回答しており、節電に対する意識が定着してきています。一方、昨年、道が一般家庭向けに行ったアンケート調査では、省エネルギーに取り組んでいないと回答した約2割は、理由として「やり方がわからない」「手間や負担がかかる」を挙げていることから、省エネルギーの意義や行動に関する道民の理解を更に深め、自らのライフスタイルを常に見直し、省エネルギーに取り組む必要があります。

- 家庭部門におけるエネルギー消費の約6割を占める灯油は、温室効果ガス排出量が多いことから、導入コストにも配慮しつつ、省エネルギーや新エネルギーの導入により、利用効率の向上やその消費の削減を進め、低炭素化を図っていく必要があります。

- 国は家庭部門における省エネルギーの強化に向けて、令和12(2030)年までに新築住宅の平均でエネルギー消費量の収支をゼロとするZEH(ゼッチ:ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の実現を目指すこととしており、住宅の新築などにあたっては、省エネルギー設備や太陽光発電などの新エネルギー設備を一体で導入するなど、家庭におけるエネルギーの収支をゼロにしていく取組を推進する必要があります。

1  
2 ○ 住宅用太陽光発電については、余剰電力買取制度（H21～H24）による売電期間を終了するリソー  
3 スが出現してきており、今後、電力の自家消費や電気自動車への活用のほか、余剰電力の売電など  
4 により、電力を有効活用していくことが期待されています。

5  
6 ○ 更なる省エネルギーや新エネルギーの導入に当たっては、ブラックアウトを教訓に、住宅用太陽  
7 光発電や電気自動車などのエネルギーリソースを効果的に活用するなどして、災害時に必要な最低  
8 限のエネルギーの確保を考慮していくことが重要です。

9  
10 ○ こうした取組を進めていくためには、新エネルギーに関する幅広い理解が不可欠です。

11  
12 ○ 省エネルギー機器や新エネルギー設備の導入は、エネルギーコストの上昇につながる場合もある  
13 ことから、その影響とともにランニングコストの低減について考慮する必要があります。

#### 14 15 (4) 運輸部門

##### 16 17 ア 運輸部門のエネルギー消費の現状

18  
19 ○ 運輸部門の平成 29(2017) 年度における本道の最終エネルギー消費は 198PJ と、平成 20(2008) 年  
20 度の 204PJ に比べ減少しています（図表 14）。これは、自動車保有台数は増加しているものの、軽  
21 自動車などの低燃費車、ハイブリッド自動車など次世代自動車※の普及などが要因と考えられます。  
22 平成 29(2017) 年度のエネルギー種別で見ると、全体の 99%が石油系で、残り 1%は電力となっ  
23 ています。

24 ※ 次世代自動車とは、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグイン・ハイブリッド自動車、燃料電池自動車などを言います。

25  
26 ○ なお、国の「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、遅くとも 2030 年代  
27 半ばまでに乗用車新車販売で電動車 100%を目指す目標を掲げており、また、東京都では、令和  
28 12(2030) 年までに都内における新車販売におけるガソリン車をゼロにすることを目指すなどの動き  
29 が見られるところです。

30  
31 ○ エネルギー消費原単位※は、平成 29(2017) 年度が 57.3GJ/台で、平成 20(2008) 年度の 60.0GJ/  
32 台と比べ減少しており、この 10 年間減少傾向にあります。（図表 14）。

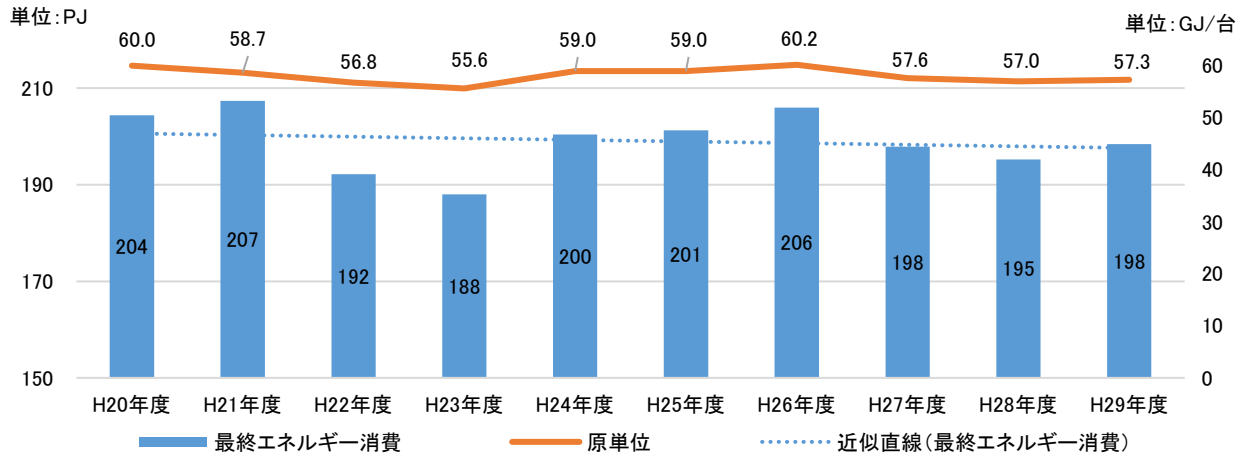
33 なお、平成 29(2017) 年度のエネルギー消費原単位は、目標（令和 2(2020) 年度）の 46.6GJ/台に  
34 達していません。

35  
36 ※ 運輸部門のエネルギー消費原単位

37 運輸部門における活動量 1 単位当たりのエネルギー消費量として、エネルギー消費量を自動車保有台数で除した値

38 《運輸部門のエネルギー消費原単位(単位:GJ/台)=運輸部門の最終エネルギー消費量÷自動車保有台数》

図表 14 運輸部門の最終エネルギー消費と原単位の推移（道内）



(ア) 旅客

○ 旅客における最終エネルギー消費は、平成 20(2008) 年度から平成 29(2017) 年度までの 10 年間で、自動車<sup>1)</sup>が 94PJ から 87PJ(8.5%減)、航空は 23PJ の同数、船舶が 13PJ から 10PJ(23.1%減)と、自動車、船舶は減少しています(図表 15)

特に、旅客輸送の 7 割を占める自動車については、平成 25(2013) 年に比べ自動車保有台数は増加していますが(図表 16)、最終エネルギー消費は減少しており、ハイブリッド自動車など次世代自動車の普及、自動車の燃費向上などが要因と考えられます。

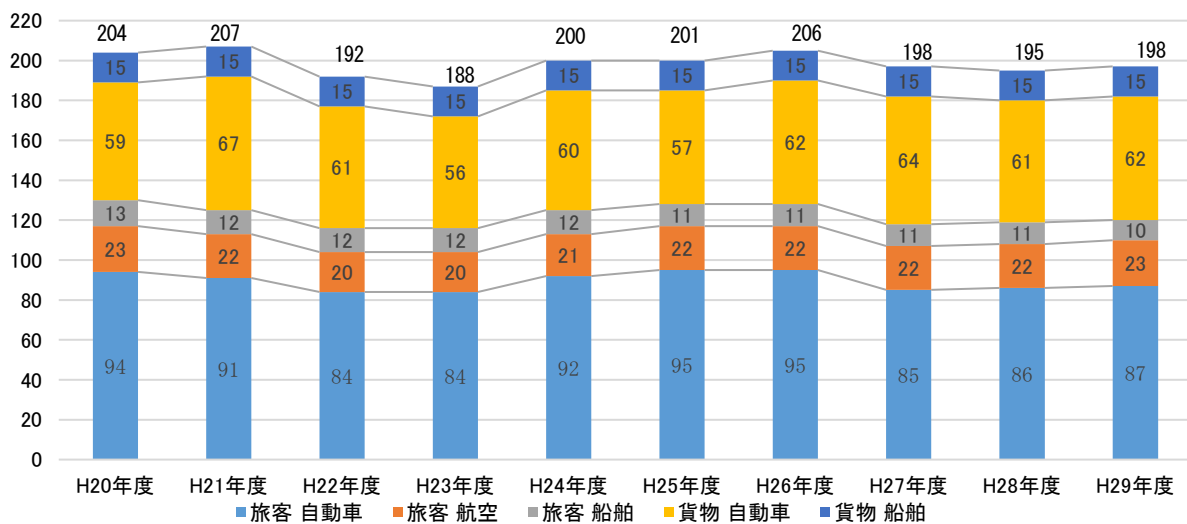
(イ) 貨物

○ 貨物における最終エネルギー消費は、平成 20(2008) 年度から平成 29(2017) 年度までの 10 年間で、貨物自動車は 59PJ から 62PJ(5.1%増)に、船舶は 15PJ の同数となっています(図表 15)。

貨物輸送の 8 割を占める貨物自動車の最終エネルギー消費については、経済状況に大きく影響を受けるといわれており、道内においても、近年、経済の状況は緩やかな持ち直しが継続していたことから、増加したと考えられます。

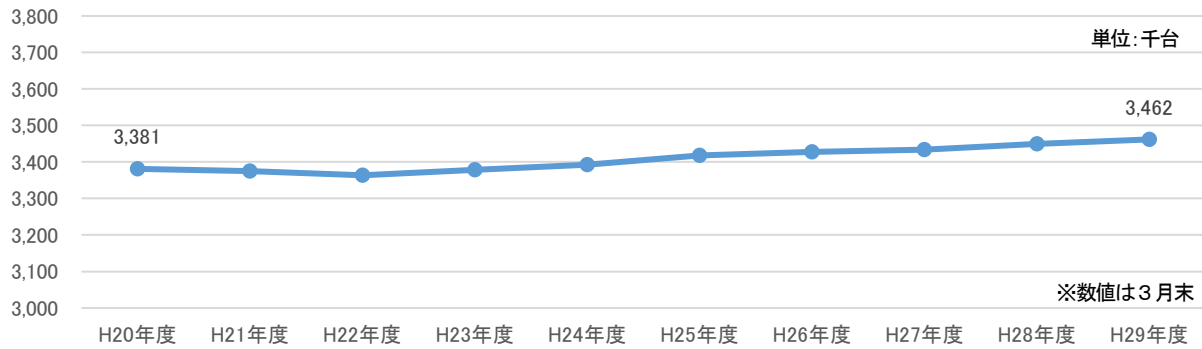
図表 15 運輸部門の最終エネルギー消費の内訳（道内）

単位: PJ



出典 都道府県別エネルギー消費統計等の統計データから推計（道経済部）

図表 16 自動車保有台数の推移（道内）



出典 （一財）自動車検査登録情報協会による調べ（乗用車及び貨物自動車保有台数）

### イ 運輸部門に関する課題

- 運輸部門におけるエネルギー消費のほとんどがガソリンなどの石油系であり、エネルギー利用の効率化や次世代自動車への転換など化石燃料に依存する輸送燃料の転換などによる温室効果ガスの排出削減が求められています。
- 国の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」では、遅くとも2030年代半ばまでに乗用車新車販売で電動車100%を目指す目標を掲げており、また、東京都では、令和12(2030)年までに都内における新車販売におけるガソリン車をゼロにすることを目指すなどの動きが見られるところだ。
 

電気自動車やプラグイン・ハイブリッド車、燃料電池自動車といった次世代自動車については、車両価格が高額であることをはじめ、電池の効率化や長寿命化などの課題があり、また、道内では、自動車保有台数に占める次世代自動車の割合は7.3%と全国の11%に比べ導入が進んでいない状況にあることから、車両購入時などに積極的な導入の検討が必要です。
- 省エネルギー法では、輸送事業者とともに、輸送方法を決定する荷主についても規制対象とし、インターネット小売事業者も含め、省エネルギーの取組が進められています。
- また、近年の電子商取引市場の拡大に伴い、宅配便などの小口の配送量が年々増加し、それに伴い再配達も増加しています。省エネルギーに資するより一層の物流の効率化が求められています。

## 4 地域における現状と課題

### ア 地域における現状

- 道内の市町村では、バイオマスや雪氷冷熱など当該市町村に賦存する豊富なエネルギー資源を活用し、市町村内で消費する「エネルギーの地産地消」の取組に加え、地域の産業と「エネルギーの地産地消」を結び付け、供給側と需要側が連携した域内循環による地域の活性化や暮らしの豊かさを生み出す取組が進められています。
- また、地元企業や業界団体、NPO等が小規模な風力発電などのエネルギーを作り出す取組や、雪氷冷熱やバイオマス、地中熱を活用して使用施設のエネルギー源を化石燃料から新エネルギーに置き換える取組などを行っています。

1 ○ 国は、地域の新エネルギーの特性を活かし、電力のレジリエンス向上と地産地消型のエネルギー  
2 供給等の実現に向け、民間事業者が一般送配電事業者の送配電網を活用して面的に電力供給できる  
3 配電事業を電気事業法において位置付けたほか、FIT 認定において、地熱やバイオマスといった小  
4 規模安定電源を活用する取組などを優先的に評価するしくみを設定するなど、地域マイクログリッ  
5 ドの構築に向け、地域が主体となった災害にも強い「エネルギーの地産地消」を進めるための環境  
6 整備を図っているところであり、道内でも市町村において取組を進める動きが見られます。

#### 7 8 イ 地域における課題

9  
10 ○ 市町村や地域で自立的に確保できる豊富な資源を活用してエネルギーとして使用する「エネルギ  
11 ーの地産地消」の取組を市町村や地域で進めることは、送電ロスの削減や、地域のレジリエンス強  
12 靱化、環境負荷の低減、熱利用も含めた地域単位での面的で効率的な活用、関連産業や雇用の創出  
13 などによる地域活性化など、これまでのエネルギー需給に留まらない意義があることから、取り組  
14 む市町村や地域を広げていくことが重要です。

15  
16 ○ 地産地消を持続的な取組とするためには、事業継続性の確保や、住民の理解と協力、自然環境・  
17 産業・景観などとの協調が重要です。

18  
19 ○ 本道では、平成 30(2018)年のブラックアウトを教訓として、災害時のエネルギー確保が重要な課  
20 題となっています。

21 今後の市街地の再開発や公共施設の整備などまちづくりと連携して災害時にも地域で自立的に確  
22 保できる資源の有効活用に向けた検討を行っていくことが重要です。また、災害時に活用するため  
23 には、平時における活用を検討していくことが重要です。

24  
25 ○ 暖房需要を中心に化石燃料の消費の多い本道では、新エネルギーを活用した熱利用などへの転換  
26 を進めることが重要ですが、設備導入のコストが高いことなどから、転換は進んでいない状況にあ  
27 ります。地域に賦存するバイオマスも、熱利用に関しては、そのポテンシャルを十分に活用できて  
28 いないのが現状であることから、熱電併給などにより新エネルギーの熱利用を進めていくことが必  
29 要です。

30  
31 ○ 地域におけるエネルギー資源の活用に向けた取組は、ノウハウを有する地域外の事業者の協力も  
32 得ながら、市町村や地域の事業者等が中心となり、地域の新たな産業となるよう住民も参加して、  
33 進めていくことが重要です。

34  
35 ○ 取組にあたっては、安定的な経営ができ、持続可能となるビジネスプランの作成や、複数の新  
36 エネルギーや未利用エネルギーの活用技術、蓄電・蓄熱などと組み合わせたシステムの開発や低コ  
37 スト化など技術上の課題への対応が課題です。

38  
39 ○ こうした取組を進めるためには、地域において、新エネルギーの開発・導入や地産地消など多様  
40 な取組をコーディネートし、参加者の意向等をまとめ、ビジネスプランを策定することができる人  
41 材や、地域の取組を支えるエンジニアやメンテナンス技術者などを育成していくことが重要です。

42  
43 ○ また、地域において、新エネルギーの開発・導入や地産地消など多様な取組をコーディネートで  
44 きる人材や、地域の取組を支えるエンジニアやメンテナンス技術者などを育成していくことが重要  
45 です。

## 5 省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に向けた環境整備に関する現状と課題

- 省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入に向けては、地域住民の理解や、系統制約への対応、更には、新たなデジタル技術の活用といった、事業を進めるための周辺環境の整備を進めることが必要です。
- 本道では、系統制約が顕在化しており、新エネルギーの大量導入には送電網の整備が必要ですが、広域、寒冷といった地域特性により、整備に多額のコストと長期間の工期が必要です。また、平成30(2018)年のブラックアウトの教訓から、送配電網を含めたエネルギー供給体制の強靱性を高めていくことが求められています。
- 新エネルギーの開発・導入にあたっては、太陽光や風力発電などの出力変動に対応する調整力の確保が必要です。こうした調整力の確保には電力の貯蔵技術がポイントの一つであり、本道でも、系統側蓄電池の整備が進められています。また、水素は、大規模かつ長期間のエネルギー貯蔵が可能であり、余剰エネルギーの貯蔵に大きな役割を果たす可能性があります。技術の開発やコストの低減といった課題があります。

なお、道の「水素社会実現戦略ビジョン」では、北海道における水素社会の実現に向けては、国の施策を基本としながら、地域ごとに異なる再生可能エネルギーや未利用資源を活用した水素の製造や、地域の産業特性などに応じた水素の利用を展開することとしています。
- 本道にポテンシャルが多く賦存する洋上風力は、再生可能エネルギーのコスト低減、経済波及効果が期待され、国では再生可能エネルギー主力電源化の切り札と位置付け、平成30(2018)にいわゆる「再エネ海域利用法」を制定し、さらに令和12(2030)年に全国で1,000万kW、2040年には3,000~4,500万kWの開発・導入を目指しており、道においてもその導入を促進しています。

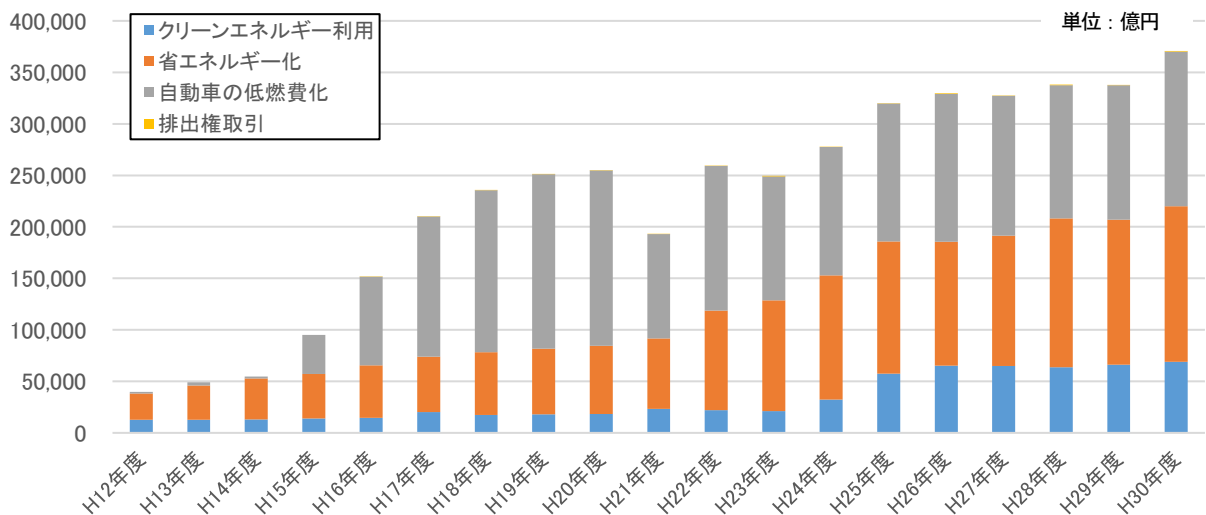
開発・導入にあたっては、漁業者をはじめとする海域の先行利用者の理解や環境影響への適切な対応が必要であるとともに、本道において、発電を行う海域から首都圏や道央圏など電気の大消費地に大容量の送電を可能とするためには、送電網の整備を進めていく必要があります。
- VPP(バーチャル・パワー・プラント)やDR(デマンドレスポンス)技術やエネルギーの最適利用を図るEMS(エネルギーマネジメントシステム)といった新たなデジタル制御技術により、家庭や事業者の太陽光発電、電気自動車、蓄電池、エネファーム(家庭用燃料電池)などの分散型電源を束ね、供給力や調整力等として提供することが実現可能となってきました。また、国では分散型電源を束ね電気の供給を行う事業者であるアグリゲーターをライセンス制とし、法律上位置付けました。

地域における「エネルギーの地産地消」や災害時のエネルギー確保に向けては、分散型エネルギーを効率的かつ効果的に活用していくことが重要であり、こうした技術の活用が求められます。
- 新エネルギーは競合するエネルギーと比較してコストが高くなる傾向があります。また、FIT賦課金が増加し国民の負担が増加していることも課題です。

## 6 環境関連産業に関する現状と課題

- 「北海道環境産業振興戦略」では、北海道の優位性を発揮できる分野として、スマートコミュニティや省エネルギーなどの分野に重点的に取り組んできました。
- 国内における環境関連産業市場は、平成 24 (2012) 年の FIT 開始以降、大きく成長してきました。特に、近年、環境意識の高まりから様々な製品・サービスに環境配慮の要素が加わるなどしていることから、省エネルギー関連の市場が拡大しています。(図表 17)
- 今後、2050 年までの「ゼロカーボン北海道」の実現や、我が国における再生可能エネルギーの主力電源化につながるよう、本道においても、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入が進められ、こうした分野を中心に関連市場が拡大していくことが期待されます。
- 本計画において、「環境関連産業」とは、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入に資する製品・サービスを提供する産業を広く指すものとし、具体的には、次の表に掲げるような、省エネ電化商品などの製造や省エネコンサルティングなどのサービスの提供、発電や売電事業、施設工事、設備メンテナンスといった幅広い分野に係るビジネスに関連する産業を対象とします。
- 環境関連産業は、新エネルギーを活用した発電施設の建設やメンテナンス、省エネルギー機器の製造や販売など裾野が広く、道内企業が参入できる可能性がある分野が多数あると見込まれます。こうしたことから、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入と、道内企業の参入などによる関連産業の振興を一体的に推進し、地域経済の活性化につなげていくことが重要です。

図表 17 環境産業の市場規模（地球温暖化対策分野）



※出典：環境省「環境産業の市場規模・雇用規模等の推計結果の概要について」（2018年版）



1 <環境関連産業における主なビジネスの例>

省エネルギー関連	新エネルギー関連
<ul style="list-style-type: none"> <li>○省エネ関連機器製造・販売                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ電化商品</li> <li>・地中熱ヒートポンプ   ・廃熱回収システム</li> <li>・EMS   など</li> </ul> </li> <li>○建設工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高断熱・高気密住宅   など</li> </ul> </li> <li>○コンサルタント                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネコンサルティング   ・ESCO   など</li> </ul> </li> <li>○設備メンテナンス</li> <li>○設備の設計・施工                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム        など</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発電事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光                ・風力   など</li> </ul> </li> <li>○小売電気事業</li> <li>○新エネ関連機器等製造・販売                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽電池            ・蓄電池</li> <li>・水素製造装置       ・バイオマスボイラー   など</li> </ul> </li> <li>○燃料等製造                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・木質ペレット       ・BDF   など</li> </ul> </li> <li>○建設工事                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・風力発電設備        など</li> </ul> </li> <li>○配電事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・小売電気事業者、アグリゲーター    など</li> </ul> </li> <li>○設備メンテナンス</li> </ul>

2  
3 ○ 環境関連産業を取り巻く新たな動きとして、国は、令和 12（2030）年度までに新築建築物・住宅  
4 の平均で、年間のエネルギー消費量の収支をゼロとする ZEB・ZEH の実現や、遅くとも 2030 年代半  
5 ばまでに乗用車新車販売で電動車 100%を目指しているほか、令和 2（2020）年 6 月に、いわゆる「エ  
6 ネルギー供給強靱化法」が制定され、地域マイクログリッド構築のための配電事業や、VPP、DR と  
7 いったデジタル制御技術を活用したエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（ERAB）  
8 を法律に位置付けたところであり、こうした動きに遅れることなく環境関連産業の振興の取組を進  
9 めていくことが重要です。

10  
11 ○ 国が再生可能エネルギーの主力電源化に向けた切り札と位置づけている洋上風力発電は、道内に  
12 おいても開発・導入に向けた取組が進められていますが、建設やメンテナンス、部品製造など関連  
13 産業への波及効果が大きいことから、関連分野への道内企業の参入により、地域経済の活性化につ  
14 なげていくことが重要です。

15  
16 ○ パリ協定を契機に、ESG 投資が活発化しており、経済産業省の調査によると、日本の投資運用機  
17 関の 98%が ESG 情報を投資判断に活用するなど需要家の再エネルギーへの投資のニーズが高まって  
18 います。こうした動きを本道における大規模新エネルギーの導入拡大の動きだけではなく、環境関  
19 連市場の拡大と捉え、ビジネスチャンスにつなげていくことが重要です。

20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32



### 第3章 計画推進の基本的な考え方

#### 1 計画推進の基本的な考え方

- エネルギーの需給の安定を図り、持続的発展が可能な循環型の社会経済システムをつくり上げるとともに2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現につながるよう、化石燃料をはじめとしたエネルギーの利用をできる限り減らして中長期的に持続可能な省エネルギーを実現するとともに、本道に豊富に賦存する新エネルギーを最大限活用し、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとします。
- 計画期間は、令和12(2030)年度までですが、その取組においては、2050年までの達成を目指す「ゼロカーボン北海道」やエネルギーシステムを見据えて進めます。

#### <2050年に想定されるエネルギーシステム>

- ・ 供給側では、安定かつ持続可能な新エネルギー供給が行われ、新エネルギーが主力電源になっています。
- ・ 需要側では、エネルギーの利用形態として電化が進展しています。ニーズが多様化し、単にCO<sub>2</sub>フリーであることに留まらず、新エネルギーの種別や産地の指定など多様な選択が行われています。
- ・ 地域における「需給一体型の新エネルギー活用」などによる地産地消が進むとともに、洋上風力発電をはじめとした大規模新エネルギーの開発・導入が進み、北海道が全国の「エネルギー基地」となっています。

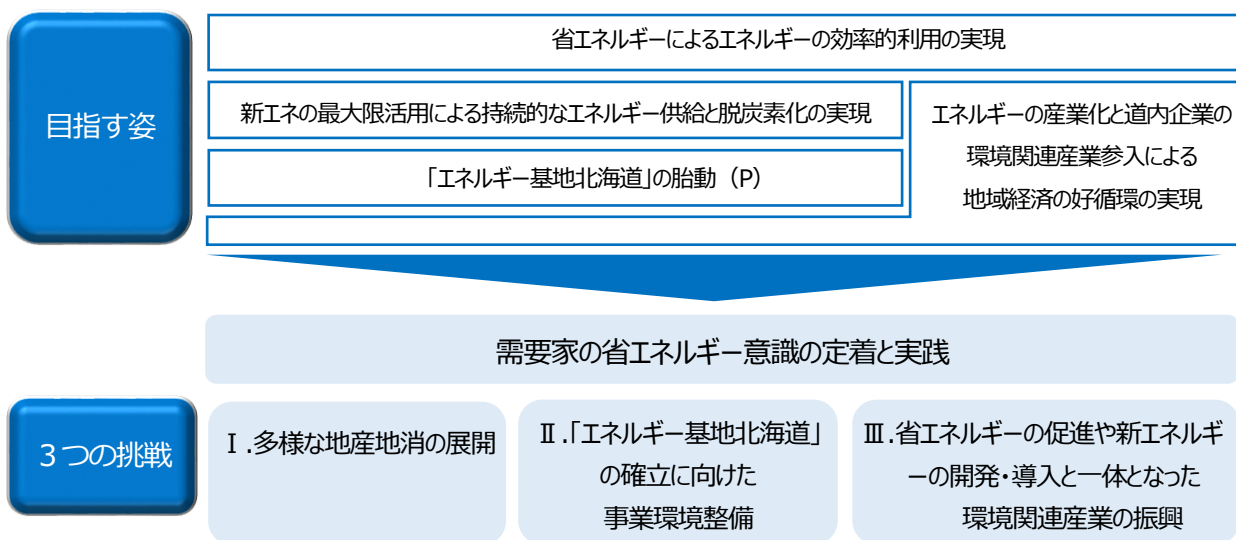
#### 2 目指す姿

- 道民、事業者、道、関係機関は、計画推進の基本的な考え方のもと、令和12(2030)年度に次の姿を目指します。
  - ・ **省エネルギーによるエネルギーの効率的利用の実現**  
産業や業務、家庭、運輸の各部門に加え地域においても、徹底した省エネルギーによるエネルギーの効率的利用が図られ、省エネルギーが道民の暮らしや事業者等の経済活動の一部となります。  
各部門における灯油消費をはじめとした化石燃料の使用が抑制され、令和12(2030)年以降も見据え、化石燃料に依存する本道の消費構造の転換が進んでいます。
  - ・ **新エネルギーの最大限の活用による持続的なエネルギー供給と脱炭素化の実現**  
全国随一の豊富なエネルギー資源を最大限活用して、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボン北海道」の実現につながるための取組が進められ、地域経済の好循環に結び付いています。  
身近な地域で自立的に確保できる新エネルギーを活用し、需要家が有する多様な分散型エネルギーリソースも活用したエネルギーシステムの構築や、災害時でも利用できるようエネルギーの供給体制の強靱化の取組が進んでいます。

- 1 「エネルギー基地北海道」の胎動 (P)  
2 安価な電源として活用することが出来るメガソーラーなどの大規模卒FIT電源、洋上風力とい  
3 った大規模新エネルギー開発プロジェクトの立地などを通じて我が国の再生可能エネルギー主力  
4 電源化などに貢献する「エネルギー基地北海道」の確立に向けた取組が進んでいます。
- 5  
6
- 7 エネルギーの産業化と、道内企業の環境関連産業参入による地域経済の好循環の実現  
8 省エネルギーの取組や新エネルギーの開発・導入に伴い、大規模新エネルギーの建設、省エネ  
9 ルギー・新エネルギー設備の製造など、市場の拡大が見込まれる環境関連産業への道内企業の参  
10 入が進み、道内の環境関連産業が食・観光に続く成長産業の一つとなっており、地域経済の活性  
11 化につながっています。

### 12 13 14 3 「目指す姿」の実現に向けた省エネルギーの促進と新エネルギーの開発・導入に係る「3 15 つの挑戦」

16  
17 道民、事業者と道、関係機関は、「2050年に想定されるエネルギーシステム」も見据え、令和12(2030)  
18 年のエネルギーの「目指す姿」の実現に向け、「需要家の省エネルギー意識の定着と実践」と新エネ  
19 ルギーに係る「3つの挑戦」を掲げ、それぞれが行動に取り組みます。



#### 36 (1) 需要家の省エネルギー意識の定着と実践

37  
38 2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現など令和12(2030)年以降も見据え、道民の暮らし  
39 や事業者の経済活動におけるコスト削減にもつなげるため、エネルギー利用のあり方を見直し、省  
40 エネルギーが日常の暮らしや経済活動の一部となるように、省エネルギーの意識の定着と徹底した  
41 エネルギーの効率的利用を進めます。

42 特に家庭部門における灯油消費をはじめとした化石燃料の使用の抑制を図り、化石燃料に依存す  
43 る本道の消費構造の転換につなげていきます。

44 また、新エネルギーの最大限の活用にあたり、その効果を高めるため、その前提として必要な省  
45 エネルギーに取り組みます。

1  
2 全ての道民と事業者は、次の「取組の方向性」に沿って、省エネルギー意識の定着と実践に取り  
3 組みます。

4 道は、一事業者として省エネルギーに取り組むとともに、関係機関と連携し、次の取組の方向性  
5 により、第4章に掲げる施策を展開することで道民と事業者の取組を支援していきます。

#### 6 7 <取組の方向性>

- 8 ○省エネルギーの意識や行動の定着
- 9 ○省エネルギー設備の導入とエネルギー利用の効率化
- 10 ○次世代自動車の積極的導入
- 11 ○物流分野の省エネルギーの推進
- 12 ○道による省エネルギーの率先実施
- 13 ○省エネルギー市場への道内企業の参入

### 14 15 (2) 「目指す姿」の実現に向けた新エネルギーの開発・導入に係る「3つの挑戦」

- 16  
17 ○ 「3つの挑戦」にあたっては、従来の施策の延長ではなく、時代にあった次の視点を取り入れ、  
18 「目指す姿」の実現に果敢に取り組めます。
  - 19 ・ これまでの発電事業者など供給側が中心であったエネルギーの供給について、今後は道民や事  
20 業者などの需要側も新エネルギーの最大限の活用に積極的に関与していくよう行動変革を図りま  
21 す。
  - 22 ・ 地域に豊富に賦存する新エネルギーを電力や熱として市町村やその近隣で最大限に活用し、需  
23 給の安定はもちろんのこと、災害時にも備えレジリエンスの強化を図るとともに、地産地消の取  
24 組を地域経済の好循環に結びつけます。
  - 25 ・ 洋上風力などの大規模発電設備から道央圏や首都圏などの大規模消費地に電力を供給し、我が  
26 国の新エネルギーの主力電源化に貢献するように事業環境を整えます。
  - 27 ・ 環境関連産業を成長産業と捉え、省エネルギーの徹底や新エネルギーの導入拡大により広がる  
28 関連市場に道内企業が参加し、地域において経済が循環するよう取り組みます。

#### 29 30 挑戦1 多様な地産地消の展開

31  
32 「ゼロカーボン北海道」の実現や持続可能なエネルギー供給に加え、レジリエンスの強化や地域  
33 経済の活性化などにつなげるといった観点から、地域に賦存する豊富なエネルギーや、太陽光発電、  
34 電気自動車など需要家が有する多様な分散型エネルギーリソースを効果的に組み合わせて市町村単  
35 位や街区など地域で活用する、需要と供給が一体となった多様な分散型エネルギーシステムの構築・  
36 展開を図ります。

37 こうした分散型エネルギーシステムが増加し、系統を通じ近隣地域と連系することによる供  
38 給構造の多層化により、需給構造の柔軟性の向上や災害時などにおけるエネルギー需給の一層の  
39 安定性の確保にもつなげます。

40 また、省エネルギーの推進や温室効果ガス排出削減といった観点から、熱エネルギーの効率的  
41 な利用を図るとともに、熱利用のエネルギー源を、温室効果ガスの排出量が多く、海外からの  
42 輸入に依存する化石燃料から、地域で自立的に確保できる新エネルギーへ転換します。

43  
44 市町村は、省エネルギーの実践を前提に、地域に賦存する様々な新エネルギーを活用して需給一  
45 体型のエネルギーシステムの構築や熱利用など「エネルギーの地産地消」に取り組めます。

1 また、地域の住民や事業者は、それぞれが新エネルギーを活用するとともに、市町村が中心とな  
2 って取り組む地産地消の取組に積極的に参加するなど地域の取組に協力していきます。

3 道は、関係機関と連携し、次の「取組の方向性」により、第4章に掲げる施策を展開することで  
4 市町村や地域の住民、事業者の取組を支援していきます。

#### 5 6 ア 需要と供給が一体となった新エネルギーの活用

7  
8 <取組の方向性>

- 9 ○徹底した省エネルギーとエネルギーマネジメントシステムの導入
- 10 ○需要家による新エネルギーの活用
- 11 ○地域の特性を活かした分散型エネルギーシステムの構築・展開
- 12 ○「エネルギーの地産地消」を支える技術開発や制度の普及
- 13 ○地産地消の取組への道内企業の参入
- 14 ○地域の多様な主体による取組の促進、推進体制の整備
- 15 ○地域における新エネルギー活用人材の確保

#### 16 17 イ 熱利用の高効率化の拡大と脱炭素化への環境整備

18  
19 <取組の方向性>

- 20 ○徹底した省エネルギーと熱利用の高効率化
- 21 ○新エネルギーを活用した熱利用の推進
- 22 ○地域単位での熱の有効利用に向けた検討
- 23 ○地域が取り組む熱利用の取組への道内企業の参入

## 24 25 26 挑戦2 「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備

27  
28 地域における新エネルギーの賦存量は、地域の需要規模を大幅に上回るものであることから、新  
29 エネルギーの最大限の活用にあたっては、本道が「エネルギー基地」として、地域にとどまらず、  
30 全道や全国へ電力を供給し、新エネルギーが主力電源の一つとなるよう貢献するとともに、地域経  
31 済の活性化に結びつけていくことが重要です。

32 このため、洋上風力など大規模な新エネルギー開発プロジェクトの導入の前提となる地域の理解  
33 や気運醸成を進めるとともに、系統インフラ整備や先端技術の普及など大規模新エネルギーの開発・  
34 導入に向けた環境を整えます。

35  
36 道は、次の取組の方向性により、大規模新エネルギーの開発・導入に向けた事業環境の整備を進  
37 めるため、第4章に掲げる施策を展開します。

38  
39 <取組の方向性>

- 40 ○洋上風力発電をはじめとする大規模新エネルギーの開発・導入に向けた環境の整備
- 41 ○大消費地に将来電力を供給できる大規模電源の確保
- 42 ○送電インフラ整備などの国への働きかけ
- 43 ○水素の有効活用に向けた基盤の整備
- 44 ○新たな技術の開発・活用
- 45 ○環境関連産業への道内企業の参入

### 1 挑戦3 省エネルギー促進や新エネルギーの開発・導入と一体となった環境関連産業の 2 振興 3 4

5 環境関連産業は、従来の省エネルギー、新エネルギー設備に加え、洋上風力発電の建設やメンテ  
6 ナンスなど新たな市場が形成されつつあることや、水素関連など先端的技術開発が進んでいること  
7 などから、その対象範囲がますます広範囲になっており、今後の市場の拡大が期待される分野です。

8 環境関連産業を食や観光に続く成長産業の一つとし、地域経済の活性化に結びつけるためには、  
9 道内企業の参入をこれまで以上に進めていく必要があることから、省エネルギーと新エネルギーの  
10 開発・導入を一体で、産業界はもとより、北海道立総合研究機構（道総研）をはじめとした研究機  
11 関、地域などが連携し、人材育成や関連技術・製品開発、販路拡大などを支援するなど環境関連産  
12 業の振興に取り組みます。  
13  
14

15 道内の企業は、本道において、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入が進むことをチャンス  
16 と捉え、今後成長が見込まれる環境関連産業への参入を検討し、事業化に取り組みます。既に参入  
17 している企業も新たな技術や製品、サービスの開発や販路の開拓・拡大に努めます。

18 道は、研究機関や市町村と連携し、次の「取組の方向性」により、第4章に掲げる施策を展開す  
19 ることで企業の取組を支援していきます。  
20

#### 21 <取組の方向性>

- 22 ○道内企業の参入促進に向けた関連市場の拡大
  - 23 ○環境関連産業への道内企業の参入促進
  - 24 ○技術・製品開発の推進
  - 25 ○販路開拓・拡大の推進
  - 26 ○人材育成の推進
- 27  
28

## 29 4 計画の目標

30

### 31 (1) 設定の考え方

32

- 33 ○ 「目指す姿」の実現に向け、「省エネルギー意識の定着と実践」に加え、新エネルギーの開発・導  
34 入に係る「3つの挑戦」を掲げ、道民、事業者、道と関係機関は、令和12（2030）年の成果指標と  
35 目標値を設定し、その達成を目指し、それぞれが行動に取り組みます。

- 36 ○ 成果指標及び目標値は、次の考え方に基づき、設定します。

37  
38  
39 ・「省エネルギーによるエネルギーの効率的利用の実現」に向けては、省エネルギー意識の定着と実  
40 践を進め、化石燃料の使用の抑制を図ることを成果とし指標を設定します。

41  
42 ・「新エネルギーの最大限活用による持続的なエネルギー供給と脱炭素化の実現」、「エネルギー基地  
43 北海道の胎動（P）」に向けては、新エネルギーの最大限の導入を進めることを成果とし指標を設  
44 定します。  
45

1 ・2050年までの「ゼロカーボン北海道」の実現につながるよう、省エネルギー及び新エネルギーの  
2 開発・導入の取組を促進することにより、化石燃料の使用量の抑制を図ることを成果とし指標を  
3 設定します。

4  
5 ・「エネルギーの産業化と、道内企業の環境関連産業参入による地域経済の好循環の実現」に向けて  
6 は、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入と一体となった環境関連産業の振興に取り組み、  
7 道内企業の関連産業への参入が進むことを成果として指標を設定します。

## 8 9 (2) 成果指標

### 10 11 ア エネルギー消費原単位

12 エネルギー消費の効率を表し、省エネルギーの効果を計りやすい「エネルギー消費原単位」(活動  
13 量1単位当たりに必要なエネルギー消費量)を成果指標として設定し、省エネルギー意識の定着と  
14 実践に取り組みます。

15  
16 **検討中**

17 <数値>

### 18 イ 新エネルギー導入量

19 引き続き発電設備容量・熱利用量を成果指標として新エネルギーの導入量を目標に設定します。  
20 目標値の設定に当たっては、令和12(2030)年までに成果が期待できる水準とし、環境整備が図ら  
21 れることで成果に結びつくことが期待できる最も高い水準とします。

22  
23 **検討中**

24 <数値>

### 25 ウ 化石燃料消費原単位

26 2050年までのゼロカーボン実現につながるよう、化石燃料を含めエネルギーの使用の抑制を図り、  
27 新エネルギーを最大限活用するとともに、道民や事業者などの需要側が、省エネルギーの徹底や新  
28 エネルギーの活用に積極的に関与していくなど、一層の行動変革を図り、取組を進めることとして  
29 います。

30 このため、需要側の省エネルギーや新エネルギー活用による化石燃料の使用抑制の状況を勘案す  
31 るため、「化石燃料使用原単位」を成果指標として設定し、持続的なエネルギー利用と脱炭素化の実  
32 現につながるよう取組を進めます。

33  
34 **検討中**

35 <数値>

### 36 エ 環境関連ビジネス実施企業割合

37 今後成長が期待される環境関連分野の技術・製品の開発、販路拡大や産業を支える人材の育成な  
38 どにより、道内企業の参入を増やしていきます。このため、道内企業の関連ビジネスへの参入企業  
39 割合を成果指標として設定し、環境関連産業の振興につなげます。

40  
41 **検討中**

42 <数値>

## 43 (3) 補助指標

44 ○ 設定した数値目標以外で、取組の進捗状況を概括的に把握するため、別表●に示す補助指標を設  
45 定して、その推移を把握します。



## 第4章 省エネルギーや新エネルギーの開発・導入に向けた取組

### 1 各部門別の取組の方向性

道民と事業者は、それぞれの役割のもと、「目指す姿」の実現に向けた新エネルギーの開発・導入など「3つの挑戦」をはじめとした省エネルギーや新エネルギーの開発・導入に向け、取り組めます。

道は、自ら一事業者として行動するとともに、道民や事業者などの取組が促進されるよう、関係機関と連携して、様々な施策に取り組めます。

#### (1) 産業部門・業務部門に係る取組の方向性

##### (ア) 事業者の取組

産業部門と業務部門の事業者は、事業所におけるエネルギー管理の徹底、省エネルギー・新エネルギーの取組に対する参加・協力、省エネルギー・新エネルギー設備・機器等の利活用などについて、自主的、積極的に取り組むことが必要となります。

##### (イ) 道の取組

道は、事業者の取組が促進されるよう、関係機関と連携し、次の施策に取り組めます。

#### <需要家の省エネルギー意識の定着と実践 関連>

##### ○省エネルギーの意識や行動の定着の促進

- ・事業者に対し、省エネルギーによる経済的なメリットやゼロカーボンの実現につながる取組が経営にもたらすメリットを示すなどして、省エネルギー意識の醸成を図ります。
- ・事業者におけるクールビズなどオフィスにおける身近な省エネルギー活動を促進します。

##### ○省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進

- ・産業部門の事業者に対し、生産性の向上に向けた ICT の活用や省力化の動きも踏まえつつ、省エネルギー型の機械や機器の導入、作業工程の効率化、高効率な熱利用設備の普及や工場等からの排熱の利活用など、エネルギーを効率的に利用する事業活動を促すなどして省エネルギーの徹底を図ります。
- ・業種に応じて、関係機関と連携しながら、農林水産業における省エネルギー型の農業機械、漁業機器の普及やビニールハウス等での地中熱・雪氷冷熱の有効活用、建設業における省エネルギー型の機械、機器の普及や廃熱の利活用など、エネルギーの効率化の取組について、他業種の事例も含め優良事例を紹介します。
- ・事業者において、設備等の更新時や導入時に省エネルギー・新エネルギータイプの設備が選択されるよう、省エネルギー・新エネルギー設備や既築建築物の省エネルギー改修、ZEB 等の導入による効果を先進事例として紹介するなど普及に取り組めます。
- ・事業者において、エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用が図られるよう、エネルギーの見える化が可能となる BEMS や FEMS（フェムス、ファクトリー・エネルギー・マネジメント・システム）といったエネルギーマネジメントシステムの普及に取り組めます。
- ・エネルギーマネジメントシステムを活用し、需要家が所有する太陽光発電などの新エネルギー設備や蓄電池などの複数のエネルギーリソースを効果的に活用した自家消費や、自家消費されずに余った電力を、電気自動車や他のエネルギー需要家へ融通するなどといったエネルギーを無駄なく効率的に利用する取組の普及に取り組めます。

- 1 ・エネルギーの使用状況を踏まえた省エネルギー設備の適切な運用が図られるよう、各事業者にお  
2 けるエネルギー管理のノウハウの蓄積や専門人材の育成を促進します。  
3 また、専門人材の育成が難しい中小事業者に対し、関係機関と連携し、専門家がアドバイスを行  
4 います。
- 5 ・関係機関や経済団体等と連携しながら事業者に対し、国の省エネルギー診断や、省エネルギー改  
6 修、高効率省エネルギー機器、BEMS 導入に対する支援制度を紹介するなどして、活用を促します。

#### 8 <多様な地産地消の展開（需要と供給が一体となった新エネルギーの活用）関連>

##### 9 10 ○需要家による新エネルギーの活用促進

- 11 ・災害時におけるエネルギー確保による事業継続の観点から、事業者による身近な地域で自立的に  
12 確保できる新エネルギーの導入を促進します。
- 13 ・RE100 や ESG 投資などの動きを踏まえ、本道の強みである新エネルギーの価値を活用する事業者  
14 の投資や立地を促進します。
- 15 ・事業者が、自社の敷地や屋根、壁面などを新エネルギー発電事業者に提供し、発電事業者が発電  
16 した電気を施設の自家消費量分として調達するとともに、発電事業者が周辺設備への売電を行う  
17 といった、新エネルギーを活用した新たなビジネスの普及に取り組みます。

#### 18 19 <多様な地産地消の展開（熱利用の高効率化の拡大と脱炭素化への環境整備）関連>

##### 20 21 ○熱利用の高効率化と新エネルギーを活用した熱利用の促進

- 22 ・需給一体型の新エネルギー活用における分散型エネルギーリソースとして活用可能な潜熱回収型  
23 給湯器やコージェネレーション、燃料電池など高効率な熱利用設備の普及を図るとともに、工場  
24 等から排出される未利用熱等を効率的に利活用する取組を促進します。
- 25 ・バイオマスや地中熱、雪氷冷熱などの新エネルギーを活用した熱利用設備の普及に取り組むとと  
26 もに、水素利活用に係る技術革新の状況を踏まえた新たな熱利用手法の拡大に向けた取組を促進  
27 します。
- 28 ・事業者に対し、現在利用されているエネルギーを低炭素水素へ置き換えるなどといった活用の可  
29 能性の検討を促します。

#### 30 31 (2) 家庭部門に係る取組の方向性

##### 32 33 (ア) 家庭の取組

34 道民は、家庭において、省エネルギー型のライフスタイルの実践、省エネルギー・新エネルギ  
35 ー設備・機器等の利活用、地域における省エネルギーや新エネルギーの導入の取組に対する参加・  
36 協力等について、自主的、積極的に取り組むことが必要となります。

##### 37 38 (イ) 道の取組

39 道は、家庭における取組が促進されるよう、関係機関と連携し、次の施策に取り組みます。

#### 40 41 <需要家の省エネルギー意識の定着と実践 関連>

##### 42 43 ○省エネルギーの意識や行動の定着の促進

- 44 ・省エネルギーによる家計負担の軽減効果や環境負荷の低減効果を道民に示し、快適性や利便性を  
45 維持しながら、道民一人一人が納得して暮らしの一部として身近に省エネルギーに取り組む「省



1 エネルギーのライフスタイル化」に向けた理解促進に取り組みます。

- 2 ・次世代を担う子どもたちや若者が、省エネルギーに対し新しいライフスタイルとしてのイメージ  
3 を持ち、その意義や効果を楽しく学べるよう、家庭や学校現場、地域における環境・エネルギー  
4 に関する学習などの取組を促進します。

#### 6 ○省エネルギー設備の普及とエネルギー利用の効率化の促進

- 7 ・道民に対し、様々な機会を通じ、省エネルギー設備の導入や既築住宅の省エネルギー改修、ZEHの  
8 建設等などについて、家計負担の軽減効果や先進事例を示すなどして普及します。
- 9 ・省エネルギー効果を高めつつ、住宅用太陽光発電により自家消費されずに余った電力の電気自動  
10 車などへの充電、更には、他の住宅等との融通などにより、エネルギーを無駄なく利用するため、  
11 エネルギーの見える化が可能となる HEMS（ヘムス、ホームエネルギーマネジメントシステム）の  
12 普及などに取り組みます。

#### 14 <多様な地産地消の展開（需要と供給が一体となった新エネルギーの活用）関連>

#### 16 ○徹底した省エネルギーとエネルギーマネジメントシステムの導入の促進

- 17 ・需給一体型の新エネルギー活用の普及に向けては、引き続き徹底した省エネルギーが大切です。  
18 このため、省エネルギーの意識の定着を促すとともに、HEMS の導入などを促進します。

#### 20 <多様な地産地消の展開（熱利用の高効率化の拡大と脱炭素化への環境整備）関連>

#### 22 ○徹底した省エネルギーと熱利用の高効率化の促進

- 23 ・家庭への木質バイオマスや地中熱などの新エネルギーを活用した熱利用設備の普及に取り組みま  
24 す。
- 25 ・需給一体型の新エネルギー活用における分散型エネルギーリソースとして活用可能な潜熱回収型  
26 給湯器や、高効率ヒートポンプ、コージェネレーション、燃料電池など高効率な熱利用設備の普  
27 及を促進します。

### 29 （3）運輸部門の取組に対する施策の方向性

#### 31 （ア）道民、事業者の取組

32 道民や事業者は、自動車の買い換え時などにおいて、次世代自動車の導入を積極的に検討する  
33 ことが重要です。また、運輸事業者は、物流の効率化に自主的、積極的に取り組むことが必要と  
34 なります。

#### 36 （イ）道の取組

37 道は、道民や事業所による次世代自動車の導入や、運輸事業者の省エネルギーの取組が促進さ  
38 れるよう、関係機関と連携し、次の施策に取り組みます。

#### 40 <需要家の省エネルギー意識の定着と実践 関連>

#### 42 ○省エネルギーの意識や行動の定着の促進

- 43 ・道民や事業者に対し、まちづくりの取組とも連携しながら、自動車からバス、鉄道などの公共交  
44 通機関や自転車へのモーダルシフト、さらにはカーシェアリング、エコドライブなど環境に配慮  
45 した自動車利用などの普及啓発に取り組みます。

## 1 ○次世代自動車の普及

- 2 ・電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の導入拡大に向け、自動車関連企業等とも連携し、  
3 イベントなどにおいて、道民や事業者に対し、環境への貢献、災害時の利用方法などについて周  
4 知するなどして気運を醸成します。
- 5 ・国に対し、次世代自動車の導入促進と、充電ステーションや水素ステーションなどの充填インフ  
6 ラ等の整備を一体的に進めるよう要望します。
- 7 ・輸送機能だけでなくエネルギーの需給調整、貯蔵、融通を行うエネルギーリソースとしての機能  
8 も持つ電気自動車を家庭や事業者が所有する多様な分散型エネルギーリソースと組み合わせて地  
9 域で電源として効果的に活用されるよう、その普及を促進します。

## 11 ○物流分野の省エネルギーの促進

- 12 ・関係する経済団体や業界団体と連携し、関連する法規制等の遵守や、トラック輸送の共同化や大  
13 型トラックへの貨物の集約などによる積載率の向上、モーダルシフトなどを進めるとともに、こ  
14 うした取組により省エネルギーを進める意義や環境負荷の軽減効果の啓発に取り組みます。

## 17 2 地域に係る取組の方向性

### 19 (ア) 市町村など地域の取組

20 地域での省エネルギーや新エネルギーの開発・導入にあたっては、市町村が中心となり、住民や  
21 事業者など多様な主体が連携して取組を推進することが必要です。また、地域経済の活性化や防災、  
22 市街地再編などのまちづくりといった各種施策との連携など、地域に密着した基礎自治体である市  
23 町村が果たす役割は極めて重要です。

24 このため、市町村には地域での新エネルギーの開発・導入に係る住民や事業者の理解促進や気運  
25 醸成、担い手となる人材の育成、地域の企業の関連市場への参入促進などの取組を進めることが求  
26 められます。

### 28 (イ) 道の取組

30 道は、地域における多様な「エネルギーの地産地消」などの取組が促進されるよう、関係機関と  
31 連携し、次の施策に取り組みます。

### 33 <多様な地産地消の展開（需要と供給が一体となった新エネルギーの活用）関連>

#### 35 ○徹底した省エネルギーとエネルギーマネジメントシステムの導入の促進

- 36 ・地域において新エネルギーを効果的に活用するための前提として重要な省エネルギーを進めるた  
37 め、地域の住民や事業者に対し、省エネルギー意識の定着と実践を促します。
- 38 ・新エネルギーの効率的な活用を図るため、街区や複数の施設などのエネルギーの利用を見える化  
39 し最適化するエネルギーマネジメントシステムの導入を促進します。

#### 41 ○地域の特性を活かした分散型エネルギーシステムの構築・展開の支援

- 42 ・国の動向を踏まえながら、本道の農山漁村に豊富に存在するバイオマス、水力その他の地域資源  
43 を活用した新エネルギーの導入を促進します。
- 44 ・地域の特性を踏まえて市町村などが中心となって取り組む、省エネルギー設備やエネルギーマネ  
45 ジメントシステム、新エネルギーを活用した発電・熱利用設備、エネルギーの需給調整や貯蔵、

1 融通を行うことも可能な蓄電池や次世代自動車といった分散型エネルギーリソースを効果的に組  
2 み合わせ、地域単位でエネルギー需給を管理する「需給一体型の分散型エネルギーシステム」の  
3 構築を促進します。

- 4 ・その際、ブラックアウトの経験を踏まえ、災害時も含めた電力の安定供給の確保に資する地域マ  
5 イクログリッドの検討を促進します。
- 6 ・「需給一体型の分散型エネルギーシステム」は、公共施設の建替えや市街地再開発などといったま  
7 ちづくりや防災、産業おこしなどの政策と連携することにより効率的かつ効果的に構築できるこ  
8 とから、新エネルギーの活用やまちづくり、防災などに取り組む市町村などに対し、構築  
9 のメリットを示すなどして連携を促します。
- 10 ・市町村などが地域において、住民や事業者に対して行う新エネルギーの活用理解を深めるための  
11 取組を支援します。

#### 13 ○「エネルギーの地産地消」を支える技術開発や制度の普及

- 14 ・市町村に対し、「需給一体型の分散型エネルギーシステム」の構築・展開に欠かせない、複数の需  
15 要家のエネルギーリソースをまとめて制御する VPP（バーチャルパワープラント）や DR（デマン  
16 ドレスポンス）といった新たなデジタル技術の活用や、配電事業、アグリゲーター制度の普及に  
17 努めます。

#### 20 <多様な地産地消の展開（熱利用の高効率化の拡大と脱炭素化への環境整備）関連>

#### 22 ○熱利用の高効率化と新エネルギーを活用した熱利用の促進

- 23 ・市町村や道民、事業所における熱利用設備の更新時や導入時において、需給一体型の新エネルギ  
24 ー活用における分散型エネルギーリソースとして活用可能な潜熱回収型給湯器やコージェネレー  
25 ション、燃料電池など高効率な設備が選択されるよう普及啓発を図ります。
- 26 ・木質バイオマスや地中熱などの新エネルギーを活用した熱利用設備の普及に取り組みます。
- 27 ・水素利活用に関する技術革新の状況を踏まえた、新たな熱利用手法の拡大に向けた取組を促進し  
28 ます。

#### 30 ○地域単位での熱の有効利用に向けた検討の促進

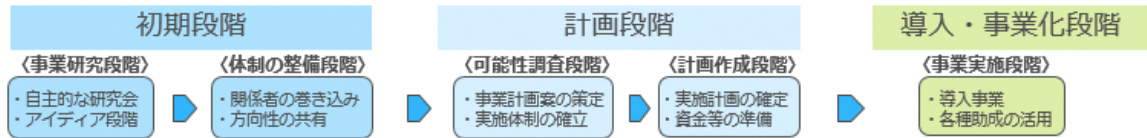
- 31 ・熱利用設備も含む様々なエネルギーリソースを組み合わせた、より効率的な需給一体型の分散  
32 型エネルギーシステムの構築を促進します。
- 33 ・地域の特性や熱需要に応じ、新エネルギーを活用した熱を街区など一定の地域で面的に供給する  
34 システムの導入にあたっては、公共施設の建替えや市街地再開発といったまちづくりの取組との  
35 連携を促進するとともに、取組の検討にあたっては、地域住民が参加するよう、地域の気運醸成  
36 を後押しするなど、環境の整備に努めます。

#### 38 <引き続き取り組む方向性>

#### 39 ○地域の特性を活かした分散型エネルギーシステムの構築・展開の支援

- 40 ・これまで「新エネルギー導入加速化基金」により市町村などと一体で取り組んできたモデル事業  
41 の成果を他の地域に展開させるため、事業採算性の検討状況や建設段階の状況、課題や解決方法  
42 といったプロジェクトの全体像を市町村に周知を図り、地域の創意工夫による地産地消の取組を  
43 喚起します。

- ・支援にあたっては、事業の研究や体制整備、理解形成を行う「初期段階」、可能性調査や事業計画の策定、資金調達の準備などを進める「計画段階」、施設整備を行い発電や熱供給などを開始する「導入段階」、稼働率の向上や事業の安定化などに取り組む「事業化段階」といった、取組の段階（熟度）に応じたきめの細かい支援を行います。また、これに必要な施策の充実や支援体制の整備・強化を図ります。



- ・地域が分散型エネルギーリソースを活用する目的は、地産地消の推進やFIT 売電による地域活性化のためなど様々であることから、地域の状況に応じた支援を行います。
- ・各振興局に設置している「省エネ・新エネサポート相談窓口」を通じて、地域における様々な取組に対して支援を行います。
- ・道総研と連携して、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入などの取組に必要な技術的なアドバイスをを行います。

#### ○地域の多様な主体による取組の促進、推進体制の整備

- ・地域に賦存する新エネルギーの活用などの取組を進める上では、住民の理解や合意形成が重要であることから、市町村を中心に、開発や導入のノウハウを持つ地域外の民間企業や住民など多様な主体が参加して情報を共有し、理解を深め、議論を行う場の設置を促します。
- ・住民や事業者の参加に向けては、新エネルギーに関する理解の促進が不可欠であることから、最新の情報を調査し、イベント・セミナーの開催や、振興局毎に市町村や関係機関で構成する「地域省エネルギー・新エネルギー導入推進会議」などを通じて地域の取組事例など必要な情報をわかりやすく地域に発信するなど普及啓発に取り組みます。
- ・地域が取り組む特定課題の解決や事業化に向けた検討にあたっては、「地域省エネルギー・新エネルギー導入推進会議」などを活用し、取組を支援します。
- ・市町村などに対し、地域の事業者が関与した取組や住民の出資等により資金を確保する取組など地域経済の循環につながる先進的な取組を紹介します。

#### ○地域における新エネルギー活用人材の確保促進

- ・取組の中心となる市町村職員や地元の企業の技術者が省エネルギーや新エネルギーの開発・導入の技術・ノウハウを取得できるよう、地域外のノウハウを有する企業との連携を促すなど、人材の確保に向けた取組を促進します。
- ・取組の中心となる市町村職員や地元企業の技術者が省エネルギーや新エネルギーの開発・導入の技術・ノウハウを取得できるよう、地域外のノウハウを有する企業との連携を促すなど、人材確保に向けた取組を促進します。

### 3 省エネルギーや新エネルギーの開発・導入促進に必要な事業環境整備に係る取組の方向性

道は、洋上風力発電など大規模新エネルギーの開発・導入や水素等の有効活用が進むよう、関係機関と連携し、次の施策に取り組めます。

1 ○自然環境や産業、景観との調和

- 2 ・風力発電におけるバードストライク回避への配慮や、木質バイオマスにおける林地未利用材等の  
3 安定供給の確保、大規模な太陽光や風力発電設備等における本道の景観特性に配慮した整備など、  
4 地域の自然環境や産業、景観との調和を図るとともに、地域住民の理解を得ながら、持続可能な  
5 新エネルギーの導入を促進します。

6  
7 ○次世代自動車の普及

- 8 ・国に対し、電気自動車や燃料電池自動車等の次世代自動車の導入と、充電ステーションや水素ス  
9 テーションなどの充填インフラ等の整備を一体的に進めるよう要望します。

10  
11 <「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備 関連>

12  
13 ○洋上風力発電をはじめとする大規模新エネルギーの開発・導入に向けた環境の整備

- 14 ・本道の全国随一の豊富なポテンシャルを活用し、洋上風力発電の開発・導入に向けた取組を促す  
15 ため、道が調査した道内の風況や系統の状況などを活用して、漁業者をはじめとした海域の先行  
16 利用者や市町村など地域の関係者の理解を促進し、地域の体制づくりにつなげるとともに、全道  
17 規模でも関係者の機運を醸成します。  
18 ・本道の優位性や必要な系統整備のあり方などを整理して、国に整備を働きかけます。  
19 ・市町村や経済団体と連携して、建設や運用、メンテナンスの拠点となる「基地港湾」誘致に取り  
20 組みます。  
21 ・洋上風力発電の立地により、関連産業への経済的な波及が期待できることから、道内企業の建設  
22 やメンテナンス、部品調達など関連産業への参入や、地域が取り組む人材確保・育成の仕組みづ  
23 くりを促進します。

24  
25 ○大規模消費地に将来電力を供給できる大規模電源の確保

- 26 ・令和 14（2032）年以降に FIT 終了を迎える大規模電源を FIT 終了後に安価な電源として有効活用  
27 して道内や首都圏などの大規模消費地に電力を供給するとともに地域経済の活性化にもつなげる  
28 ため、市町村や道内企業が発電事業者から施設を譲り受け、発電事業者との譲渡交渉や運営体制  
29 の構築などが円滑に進むよう FIT 終了前から市町村に検討を促します。

30  
31 ○送電インフラ整備などの国への働きかけ

- 32 ・令和 12（2030）年以降の新エネルギーの更なる開発・導入を見据え、北本連系設備の更なる容量  
33 拡大や本州への海底ケーブルの敷設、新エネルギーの発電地域から大消費地への送電など道内外  
34 の基幹系統の増強について、国へ働きかけます。  
35 ・レジリエンスの高いエネルギーシステムの構築に向け、全国規模での広域的な系統運用による電  
36 力の融通の強化について国へ働きかけます。

37  
38 ○水素の有効活用に向けた基盤の整備

- 39 ・本道の新エネルギーのポテンシャルを最大限に利用していくためには、電力の調整力や余剰再エ  
40 ネの貯蔵、本州への輸送手段として水素への転換も有効ですが、技術面やコスト面など解決すべ  
41 き課題も多く、こうした課題解決に向けて、国等の実証事業の誘致を図るほか、将来的な道内企  
42 業による事業化に必要な専門技術や事業ノウハウの獲得に向け、道外関連企業と道内企業との連  
43 携を促すなど、道内産学官が一体となって取組を行います。  
44 ・家庭や事業者、物流分野で現在利用されているエネルギーを低炭素水素へ置き換えるなどといっ  
45 た活用の可能性の検討を促します。

1  
2 ○新たな技術の開発・活用の促進

- 3 ・新エネルギーの設備導入や維持・管理の低コスト化に向けた技術の普及を図ります。  
4 ・VPP・DR や地域マイクログリッドなどの電力の調整力の確保や調整手法の高度化に資する技術、調  
5 整力の増加に資する技術、水素関連技術といった先端技術の開発・普及拡大に向けて、国の検討  
6 も踏まえつつ、道総研と連携し、道内での活用を促進します。  
7 ・国等の実証事業などのプロジェクトの誘致、道外の先進企業と道内企業との連携を促進します。  
8 ・道総研において、省エネルギー・新エネルギーに係る研究や、道内企業の技術や製品の開発に資  
9 する研究を行います。  
10 ・道総研と連携して、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入などに必要な技術開発や製品開発  
11 などの技術的なアドバイスをを行います。

12  
13 ○規制の見直し

- 14 ・地域マイクログリッド構築に必要な制度面の課題解消、小型風力発電の設置基準の制定、立地に  
15 当たっての手の迅速化などを国に対し働きかけます。  
16 ・FIT 制度の見直しに当たっては、新エネルギーの自立化に向け、最大限の導入と需要家の負担の  
17 抑制との両立を図られるよう、国に対して、十分な配慮を行うよう働きかけを行います。  
18 ・地域の課題や要望、具体的な事例を把握し、国に対し必要な規制緩和を提案・要望していきます。

19  
20  
21 **4 環境関連産業振興に係る施策の方向性**

22  
23 (ア) 道内企業の取組

24 道内の企業は、本道において省エネルギーや新エネルギーの開発・導入が進むことをチャンス  
25 と捉え、今後成長が見込まれる環境関連産業への参入を検討し、事業化に取り組みます。既に参  
26 入している企業も新たな技術や製品・サービスの開発や販路の開拓・拡大に努めます。

27  
28 (イ) 道の取組

29 道は、環境関連産業の振興に向け、関係機関と連携し、道内企業の環境関連産業への参入促進  
30 など、次の施策に取り組みます。

31  
32  
33 ○道内企業の参入に向けた関連市場の拡大促進

- 34 ・家庭や企業など需要家側のエネルギー転換や地域資源の有効活用を促進することにより、関連市  
35 場の規模拡大を図ります。  
36 ・関連市場の拡大につなげるため、本道の特性を活かした新たなビジネスモデルや、アグリゲーシ  
37 ョンビジネスなどのビジネスモデルの創出を促進します。  
38 ・道自らが道有施設への率先した省エネルギーや新エネルギーの導入を行うことにより、道内企業  
39 等によるコスト面・環境面での創意工夫と産業間連携を促し、省エネルギーや新エネルギーの開  
40 発・導入と関連市場の拡大を図ります。

41  
42 ○道内企業の環境関連産業への参入環境の整備

- 43 ・環境関連の道内企業が利益の追求と環境への配慮を両立したビジネスに取り組み、脱炭素化を求  
44 める需要家から取引先として選ばれる企業となるよう、道内企業に対し、必要な情報の提供を行  
45 うとともに意識改革を促します。

- 1 ・道内企業や市町村に対し、最新の環境関連の技術や製品情報、先進企業の取組事例、事業化検討  
2 から市場参入に至るまでの具体的な手順と関連手続き、国や道の環境産業関連の支援策などを発  
3 信します。
- 4 ・道の表彰・認定を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、  
5 道が持つネットワークや道の施設を活用し、企業の取組や商品のPRなどを支援します。
- 6 ・環境関連産業の振興に必要な制度整備や規制緩和、支援措置などについて、国へ働きかけていき  
7 ます。

#### 9 ○技術・製品開発に向けた支援

- 10 ・道総研などと連携して、道内企業によるコスト低減や高付加価値化に向けた技術、製品、サービ  
11 スの開発の取組を支援します。基礎研究レベルでの取組や既に製品化・事業化されている製品に  
12 対する技術改善、改良の取組についても支援します。
- 13 ・道外企業との連携による事業化を見据え、道外展示会への出展など情報発信とマッチングの機会  
14 を設けます。
- 15 ・環境関連ビジネスに関し豊富な知見を有する道外企業と道内企業のタイアップによる事業化を見  
16 据え、道外展示会への出展など道内企業が情報発信できる機会を創出します。
- 17 ・道総研において、省エネルギー・新エネルギーに係る研究や、道内企業の技術開発や製品開発に  
18 資する研究を行います。

#### 20 ○販路開拓・拡大に向けた支援

- 21 ・道外展示会への北海道ブースの出展やインターネットの活用などにより道内企業の技術や製品、  
22 サービスのPRを行います。

#### 24 ○人材育成に対する支援

- 25 ・環境産業関連企業に携わる技術者などの知見向上を図るため、アグリゲーションビジネスなどの  
26 新たなビジネスや専門的知識を習得するためのセミナーを開催します。
- 27 ・道内企業に対して事業構想時から事業化実現まで一貫したコーディネートを行う人材を育成しま  
28 す。

#### 30 <需要家の省エネルギー意識の定着と実践 関連>

#### 32 ○省エネルギー市場への道内企業の参入促進

- 33 ・ZEB、ZEH や省エネルギー設備に関する専門技術者や、省エネルギーに関する専門知識を身につけ  
34 た人材の育成を図ります。

#### 36 <多様な地産地消の展開（需要と供給が一体となった新エネルギーの活用）関連>

#### 38 ○地産地消の取組への道内企業の参入促進

- 39 ・需給一体型の新エネルギー活用にあたっては、VPP・DR といった新たなデジタル技術を活用した  
40 エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス（ERAB）などの新たな事業が必要となるこ  
41 とから、こうした事業に道内企業が参入することにより、地域経済の活性化につなげるため、道  
42 内企業に対し、関連情報を発信するなど参入に向けた環境整備を進めます。

1 <多様な地産地消の展開（熱利用の高効率化の拡大と脱炭素化への環境整備）関連>

2  
3 ○地域が取り組む熱利用の取組への道内企業の参入促進

- 4 ・地域における熱利用に関連する製品・サービスの開発・販売、メンテナンスなどの分野への道内  
5 企業の参入を促します。

6  
7 <「エネルギー基地北海道」の確立に向けた事業環境整備 関連>

8  
9 ○洋上風力発電をはじめとする大規模新エネルギーの開発・導入に向けた環境の整備

- 10 ・太陽光発電や陸上風力など大規模新エネルギーの開発・導入については、従来、主に本州の企業  
11 などが担ってきましたが、洋上風力発電などの導入にあたっては、建設やメンテナンス、部品調  
12 達など関連産業の集積が想定されることなどから、こうした分野への道内企業の参入を促します。  
13 ・洋上風力発電施設の建設やメンテナンスなどに関する人材の育成を図ります。

14  
15 ○新たな技術の開発・活用の促進

- 16 ・技術革新の状況も踏まえ、新たな関連技術や製品の開発を促進します。  
17 ・水素関連やVPP、DRといったデジタル制御技術など成長が見込まれる分野について、国の実証事  
18 業を誘致するとともに、実証事業に携わる道外の先進企業と道内企業との連携を促進し、新たな  
19 ビジネスの創出につなげます。  
20 ・新エネルギーの低コスト化に資する技術や、電力の出力変動に対応する調整力の確保や調整手法  
21 の高度化に関する技術、新エネルギーのポテンシャルを最大限に活用する水素関連技術といった  
22 先端技術の道内における普及に向け、国等の実証事業などのプロジェクトの誘致や、道外の関連  
23 企業と道内企業との連携を促進します。

## 24 25 26 5 事業者としての道の取組の方向性

27  
28 道は、自らも一事業者として、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入などに向けた行動に率  
29 先して取り組み、その実施状況や得られたノウハウなどについて、積極的な情報提供を行います。

30  
31 ○省エネルギーの率先

- 32 ・経済団体や市町村など関係機関と一体となって省エネルギーや節電など全道的な取組を進めます。  
33 ・道有施設の建設及び維持管理にあたっては、施設におけるエネルギーの使用状況を把握する設備  
34 の設置などによりエネルギー管理の徹底を図るとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」  
35 に基づく「道の事務・事業に関する実行計画」など省エネルギーの効果が期待される他の施策と  
36 連携し、省エネルギー機器・設備や、新エネルギーを活用する機器・設備、次世代自動車の導入  
37 などを進めます。  
38 ・施設の新築・改築などにあたっては、省エネルギー法や建築物省エネルギー法に基づく「建築主  
39 の判断の基準」に適合させることはもとより、ZEB化の検討や改修工事におけるESCO事業の活用、  
40 公共事業などの事業執行における省エネルギー型機器・設備や太陽光発電設備、コージェネレー  
41 ションなどの新エネルギーを活用する設備・機器の導入に配慮します。  
42 ・道は省エネルギー法に基づく「特定事業者」の指定を受けていることから、施設毎に管理標準を  
43 作成し、省エネルギーに向けた取組を進めることとなっており、中長期的に見て年平均1%以上の  
44 エネルギー消費原単位の低減を目指し、エネルギー管理の徹底を図ります。



1 ○新エネルギーの積極的な導入

- 2 ・道自ら道有施設における新エネルギーの利用設備・機器の積極的な導入を行います。こうした取  
3 組により、道内企業等によるコスト面や環境面での創意工夫と産業間連携を促し、新エネルギー  
4 の開発・導入の普及啓発と関連市場の拡大を図ります。

7 **6 エネルギー供給事業者や非営利組織の役割と期待される行動**

9 (1) エネルギー供給事業者

- 11 ○ エネルギー供給事業者は、安全確保を大前提に電力の安定供給の確保に向けて取り組む必要があ  
12 ります。

13 また、需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、新エネルギーの利用拡大、省エネルギー  
14 や新エネルギーを利用する商品プラン等の普及、需要家による省エネルギー・新エネルギー設備の  
15 導入と分散型エネルギーリソースとしての活用に向けた支援、地域における需給一体型のエネルギ  
16 ーシステム構築への協力などの取組が求められます。

18 (2) 非営利組織

- 20 ○ NPO やコミュニティの活動は、道民、事業者が暮らしや経済活動の中で省エネルギーや新エネル  
21 ギーに関する理解を広げ、自らも事業者として省エネルギーに取り組み、新エネルギーの活用等を  
22 図っていく上で大きな役割を果たしていることから、非営利組織は、関係機関との連携を深めなが  
23 ら自律的な活動を行うことが求められます。

## 第5章 計画推進体制

### 1 推進体制の整備・活用

計画の実効性を確保し目標を達成するため、道民、事業者、民間団体、市町村、国、道総研など、産学官が一体となって取組を進めます。また、関係団体との連携の場を通じて、「2050年までのゼロカーボン北海道」の実現につながるよう、2030年以降も見据え、課題を共有するとともに、更なる取組を検討していきます。

- 本計画の全道的な推進を図るため、道は、道民、事業者、エネルギー関連事業者、経済団体、NPOと国などで構成する「北海道省エネルギー・新エネルギー推進会議」において、情報共有を進めるとともに、エネルギーの需要側、供給側に係わる横断的な課題に対応します。
- 地域の技術や取組を網羅的に把握し、地域の取組等を促進するため、振興局毎に設置している「地域省エネルギー・新エネルギー導入推進会議」を活用し、情報共有を進めるとともに、地域における省エネルギー・新エネルギーの開発・導入の推進にあたっての課題に対応します。
- 市町村等や大学、道総研や全道6圏域に設置されている産業支援機関との連携を強化し、地域や事業者の省エネルギーや新エネルギーの開発・導入の取組を支援していきます。
- 道は、庁内関係部局が連携し本計画の推進にあたります。道の関係する施策を本計画に示す考え方に沿って策定、実施するとともに、全庁一体的に道政の推進を図る庁議などにおいて課題を共有し、関係部局が連携して施策の推進を図ります。
- 道は、施策の推進にあたり、国や国の関係機関と連携し、道民や事業者、市町村などに対し、国等の支援策の積極的活用を促すため、様々な機会を通じて情報発信に努めます。

### 2 計画の進捗状況の点検

- 本計画を着実に推進するため、道は、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入に向けた課題解決のための施策や実施期間などを定めたロードマップを策定します。
- 道は、毎年、省エネルギーや新エネルギーの開発・導入に関する取組状況等を調査し、その結果を公表するとともに、取組内容の点検を行い、重点的な取組分野を示すなど次年度以降の施策に反映させます。